

日本水道新聞

Aqua Tech



水のマイエザワ

ライフラインを支える使命

www.maezawa.co.jp

前澤工業株式会社

水循環基本法特集

第2部

特集の内容

- 石原伸晃環境大臣に聞く
健全な水循環創造へ 5面
- 成立後の政策ビジョンを問う 6面
- 提言 水循環基本法への期待 10面
- 鼎談 水循環基本法、その先に 13面
- 水循環基本法の概要 16面

水制度改革議員連盟代表・環境大臣 石原伸晃氏に聞く

水循環基本法の意義 健全な水循環創造へ

水関係者が長く必要性を唱えてきた「水循環基本法」が3月27日に成立、4月2日に公布された。先導した超党派議員連盟で構成する水制度改革議員連盟は、総合的な水政策の推進に向けた第一歩として同法を位置づけ、今後水制度改革のさらなる推進を目指す。同法は、国民運動から起草され、議員立法により衆議院・参議院ともに全会一致で可決、成立するという道のりをたどってきたが、真価を問われるのは今後の運用だ。同法の推進力は国民として、水の現場を司る上下水道関係者の意識と行動である。今後、水循環基本法がもたらす社会的な影響と役割、そして制定により期待される動きについて、水制度改革議員連盟の石原伸晃代表および議員連盟の超党派国会議員、立法に関わった関係者とともに水に関わる識者、産業界、行政関係者から広く提言をいただいた。



■制定を機に

わが国には、水に関する個別法は数多くありますが、水に関する基本法は制定されておらず、水の基本理念は存在しませんでした。

水循環基本法は、わが国で誕生した最初の「水の憲法」と言ってもよいでしょう。画期的なことであり、中川秀直先生、竹本直一先生、中川俊直先生という昔からの仲間とともにその実現に関わったことは政治家として大変誇らしいことだと思っています。

国会審議のプロセスは、私が代表になつても好都合な面がありました。全会一致で通過できる法案でありながら、最初の工程から成立まで、実に4国会を要しています。一度廃案を経験したから、今国会では早めの通過を図り、3月27日の衆議院本会議でいよいよ成立を遂げました。

水循環基本法にも明記されていますが、地球温暖化の水への影響には注意深く向き合う必要があります。海面上昇は、防災、生態系、海水浴上による水質汚濁などに非常に大きな影響を及ぼします。さらには湖沼の水

■水への思い

私はこれまで、水行政に関わりの深い国土交通省、環境省両方の大臣を経験させていただきました。国交省では河川、水資源、下水道、環境省では水質、合併処理浄化槽、そして水から派生する生態系を所管していますが、すべてはつながっている。まさに水循環の中に含まれるという印象を強く持ちました。

一方、水行政の統制の構造の中で、総合的な政策推進の視点を欠いている

とも感じていました。

山に雨が降り、森林が吸収しなかつた水が沢に流れ、それが河川の本流となり湖沼の水質をきれいにして、海に流れ、流れ着いた栄養をともに魚が育つ。そして海水が蒸発して恵みの雨となり、この循環を一体で捉えるべきことの認識が水循環基本法のベースです。

森林は森林だけ、河川は河川だけ、海は海だけ、というようにバラバラに管理されていますが、水循環は、流域全体で一つにつながっているのです。総合的な視点を欠いたまま管理されていたのでは、健全な水循環の維持・回復が到底望めません。

■法律に魂注ぐ

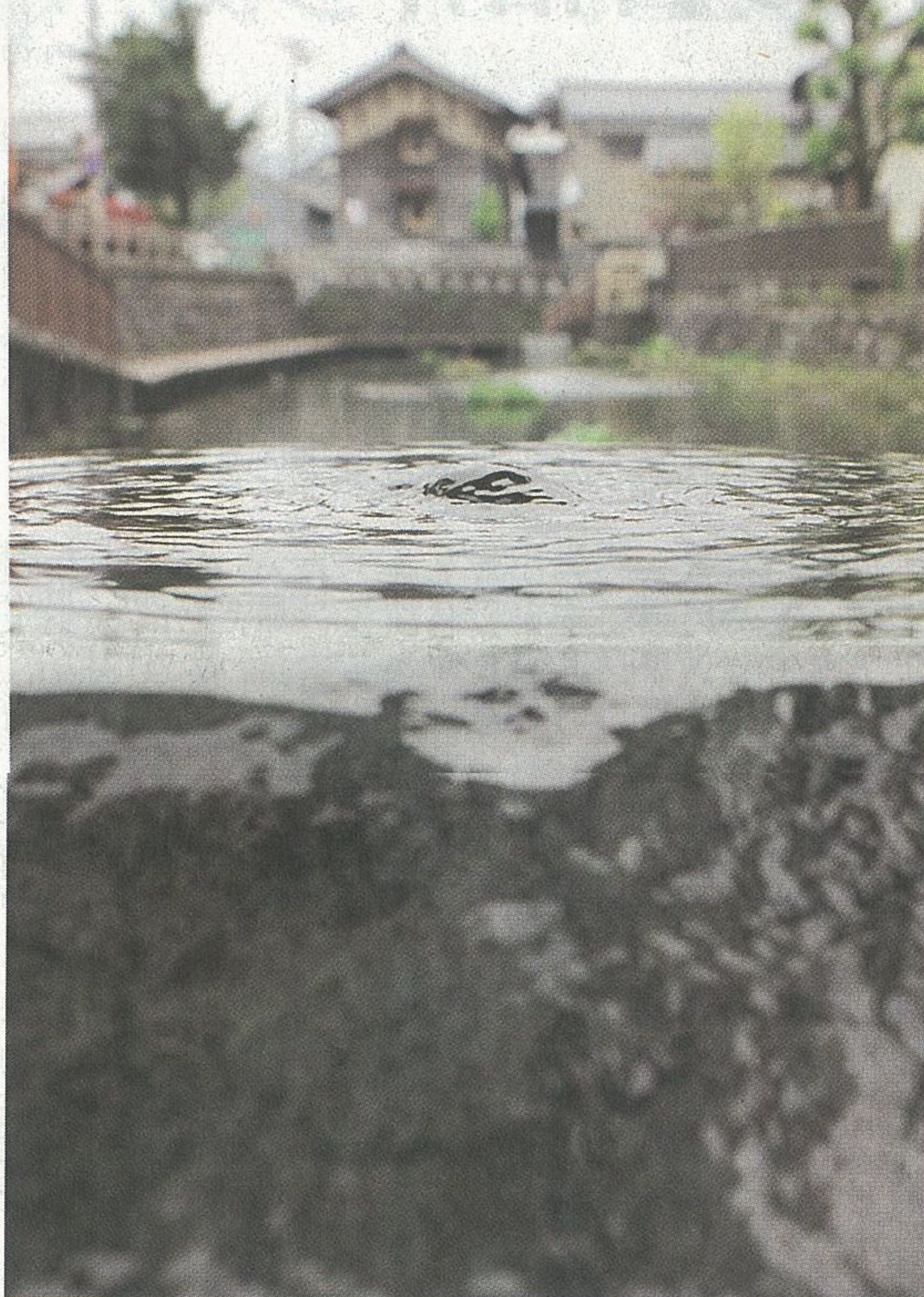
これから基本法に魂を注入していかなければなりません。水循環政策本部をいち早く立ち上げて、実効性のある活動を展開していくことが求められます。

水循環政策本部の設置については、多くの方が懸念されていることですが、内閣府の構想の問題に注意を払わねばなりません。各省の細かなチェックが求められます。水制度改革議員連盟としても有識者の方とフォローアップ委員会を設置し、確実に機能するようにバックアップしていきたいと考えています。

■基本理念の浸透

水循環基本法が基本理念を明確に掲げたことで、大きな社会変化が期待できます。掲げられた基本理念は従来の延長ではなく、いわばパラダイム転換と言った考え方を含んでいます。

まず「健全な水循環の維持・回復の積極的取組」です。水循環は、さまざまな要素で構成されていますが、それらを一つのサイクルとして捉えています。私たちは、これまで利用という目的の利害にとらわれて、このサイクルを壊してきました。その結果の一例が地球



地下水保全のまちづくりを進める福井県大野市・イトヨの里

理念共有が改革の一步

METAWATER
www.metawater.co.jp
メタウォーター株式会社

■関係者への期待

水循環基本法にはパラダイム転換とも言える重要な理念が掲げられています。これは議員立法だからこそできたことだと思っています。

産官学の皆さまが、これからこの理念をどのように活かせるか、そしていかにして実効性のあるものにできるか。これが水に関する産官学の皆さまの課題になると思います。

21世紀という新たな世紀が幕開けしてすでに15年、私たちは新世紀にふさわしい新たな道を切り拓かなければなりません。産官学の皆さまは過去の制度にこだわることなく、新たな道を歩んでほしいと願っています。

水循環基本法の基本理念を踏まえ、これまで制度を思い切った改正し、同時に必要な新制度の創設に努力していただきたい。水制度改革議員連盟は、皆さまの意見に真摯な耳を傾け、健全な水循環の維持・回復のために皆さまのご意見を積極的に実現してまいります。私は、議連の代表として皆さまとともに最善の努力を傾ける決意です。

水

と環境を

いつまでも支え続ける会社でありたい

これからも水を「創る」「磨く」「営む」ことを通じて豊かな社会づくりに貢献します。

swing 株式会社

〒108-8470 東京都港区港南 1-7-18 TEL 03-6830-9000 http://www.swing-w.com



成立後の政策ビジョンを問う

水循環基本法

理念を広く国民に浸透

現況では衆議院、参議院ともに与党過半数を占めていますが、水循環基本法については、超党派で実現するという意思を持って取り組んでまいりました。1人でも多くの賛同者と理解を得た上で、法律として成立した方が、制定後の実効性が高まりますから、衆参ともに全会一致で可決したことは非常に大きな意味を持っています。

■期待される変化

水循環基本法の制定により期待されるのは、立法趣旨の一つもある「つまりは縦割りの解消です。」「縦割り」というのは、それぞれが専門性を有して取り組んでいるものの、水循環という共通の課題を捉える視点は多様です。各専門技術が有機的に連携してこそ水循環基本法で唱える「健全な水循環」が実現します。

「縦割り」が課題となるのは、それぞれの境界線の議論です。それぞれのつばせり合いの中で議論が

水制度改革議員連盟 代表代行
自由民主党 衆議院議員

竹本 直一氏

■超党派の意義

水制度改革議員連盟の代表代行として、今回の成立は待望の成立です。私は、建設省(現国土交通省)河川局に長く勤務しておりましたので、水問題については議員になる前から関わり、プロとしての自覚を持ち、重要な政策課題として取り組んでまいりました。

立法の過程では、水制度改革国民会議の皆さんをはじめたくさんの方々から意見もいただきました。

水制度改革議員連盟 共同代表
民主党 参議院議員

前田 武志氏

■次のステージに

水循環基本法の動きについては、水制度改革議員連盟が設立される前の水制度改革国民会議の動きから関わらせていただき、このたびの成立は本当に喜ばしく思っています。水の法制度は、各分野、各地域の長い歴史の中で策定された背景があり、硬直した構造を有する面があります。こうした中で、民主党政権の下で水制度改革議員連盟が活動し、当時野党である自

民党・公明党からはばをかけた国民の生命、生活、社会を持続

■流域の多様性

国民の生命、生活、社会を持続

■期待される変化

水循環基本法の基本理念は、水を「国民共有の貴重な財産」として、これを受けて、国に

していくことが重要で

小流域が今後のカギ
試される自治体の力

今後取り組む具体的な政策課題の一つは行政の「縦割り」です。内

閣府への水循環政策本部の設置は大きな一歩ですが、組織ができたからといって総合的な政策推進が可能になるわけではありません。その鍵を握っているのが、地方自治と考えるべきです。人々が暮らし、経済活動を行い、地域を形成している流域の場はまさに地方自治の場です。流域の恩恵を受ける自らが流域を守り、次の世代に引き継いでいくというのが理想的な形です。その考えを地域の中で広げていくことが大切で、行政を越えた地域の方々の自主的な取り組みが非常に重要だと思います。

私の地元奈良県でも、昔から水問題は深刻です。奈良盆地は、水資源不足に対応するため灌漑を形成し、効率的な灌漑を図ってきた。その後、吉野川の水資源開発により水資源不足の問題は大きな前進を遂げました。しかし、平成23年の台風12号は、豪雨により甚大な被害を受けました。奈良県は被災地ではあるが、復興が進んでいること。今後の地球温暖化に伴う豪雨、渾水という問題が全国各地で懸念されるもので、議論を促した。福井県大野市は、あれだけ水資源が豊富な地域でありながら利用がそれぞれの

とを含めて、持続可能なまちに再編していくことが求められます。正に自治が問われます。水循環基本法では、水は国民の共有財としての考えが示されました。公がしっかりマネジメントした上で、経済活動としての民間の市場原理、人的資源をうまく活かしていくことも考えられます。下水道事業については官民連携や民営化の議論が高まりを見せています。さまざまな主体連携を模索していくことが求められるでしょう。地域の最大の資源は自然であり、その中心が水循環です。水循環基本法の制定の下で、こういった持続に向けた議論が進むことが期待されます。

水循環は、日本の領土・領海内だけで閉じている問題ではなく、地球規模に及ぶ問題です。持続可能な地球環境、日本の国家、国民に対する将来の責任を果たす上で重要な法律です。そういう意味でもポストMDGを議論する秋の国連総会を前に成立を迎えたことは非常にいいタイミングだったと思います。今後、さらなる国際的な発信も行っていくと考えています。

まずは各省庁の連携
全体の整合性意識し

■更新への機運

水循環基本法の制定後に最も意識されねばならないのが全体の整合性です。どこかの役所が首を主張しても、基本法の下で議論の整合をつけることができません。個別の課題について触れまますと、例えば汚水処理については、基本的には下水道であるべきです。思いますが、すでに下水道が整備されている地域や下水道の方針が経済効果が高い地域にまで研究処理浄化槽で整備すべきという声があります。その長短を踏まえて、最善な案が必要だと思います。

今後、わが国のインフラは規模更新期に入ります。水循環基本法の中に老朽インフラ問題の具体的な言及はありますが、打ち出した基本理念を共有することでインフラの更新・長寿命化に対する機運も高まると思います。

水制度改革議員連盟では、法律の実効ある運用に向けた「フローアップ体制」の構築を進めています。その中で、学識経験者や企業、市民の意見や期待を反映させるべく、40人体制の検討体制を予定しています。この中で意見を水循環政策本部に提言していくことが重要だと考えています。法律の制定はあくまでスタートラインです。民間の意見や期待を反映しながら「健全な水循環」の構築に向けた活動を展開していきます。

■フローアップ体制

水制度改革議員連盟では、法律の実効ある運用に向けた「フローアップ体制」の構築を進めています。その中で、学識経験者や企業、市民の意見や期待を反映させるべく、40人体制の検討体制を予定しています。この中で意見を水循環政策本部に提言していくことが重要だと考えています。法律の制定はあくまでスタートラインです。民間の意見や期待を反映しながら「健全な水循環」の構築に向けた活動を展開していきます。

産官学民の多くの関係者の長年の悲願ともいえる水循環基本法が成立した。今後、内閣府に水循環政策本部が設置され、総合的な水循環の管理へ大きな一歩が踏み出される。そこで今回、水制度改革議員連盟を先導してきた超党派議員を中心に、同法がもたらす影響と役割、成立後の政策ビジョンを聞いた。

一方、大阪においても都市域と山村間の水インフラの整備格差の問題が依然として残っています。水インフラは生命に関わるものですから、「健全な水循環」という観点から基本的インフラの整備を進めていくことも課題です。

もそこにあると思います。政府が作ったのではなく国民運動として国民合意の中で貴重な水を使っているという「一言文書」ともいえるのではないのでしょうか。そういう精神、理念が法律にも多く含まれています。

当面は、水循環基本法の内容に関する普及・啓発が重要になると思います。内容に対する認識の普及は今後一層進めなければならなりません。中でも、国際貢献と日本の産業競争力の強化、国際貢献に関するものが多いです。上下水道技術をはじめ、日本の水に関する技術は世界に冠たるものです。これを輸出して、世界の水問題を解決していくことも求められます。

また、産業界についても技術貢献とともに、水需要者としての側面もあります。今後皆さんの意見を伺い、政策形成に活かしていければと考えています。水循環基本法の立法活動は国民運動として始まったものです。水を適正に循環させ、貴重なものとして利用していくことが国民が参加することには大きな意味があると思います。超党派による議員立法の意義を展開していきます。

For Earth, For Life
Kubota

人に、街に、未来に、100年の約束。

The next quality. The next performance.

GENEX

クボタ新耐震管ジェネックス®

JWWA G120・121 GX形

株式会社クボタ パイプシステム事業部 www.kubota.co.jp

本社 〒556-8601 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 (06)6648-3144 東京本社 〒103-8310 東京都中央区日本橋室町3丁目1番3号 (03)3245-3161

TSK

すべてはこの先の、地球のために

いま、私たち月島機械に求められていることは、環境保全とエネルギーの有効活用

過給式流動燃焼システム
大規模な省エネルギーと地球温暖化防止に貢献

下水汚泥燃料化技術
下水汚泥を石炭代替燃料に転換し有効利用

TSK 月島機械株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海3-5-1
水環境事業本部 事業統括部 TEL.03-5560-6530
www.tsk-g.co.jp



穀田 恵二氏

水制度改革議員連盟 共同代表
日本共産党 衆議院議員

●水循環法成立に寄せて

水循環基本法成立に当たって、まずは、立法に努力し、長年奮闘してきた方々の功に、心より敬意を表したいと思えます。水は公共的なものであるという、貴重な国民共有の財産にたいし、貴重な方を訴えきた長年の努力が表ったと言えます。今後は、法律に示した理念をいかにもてとらえていくのが焦点です。この水循環基本法が目指す理念に賛同し、水制度改革議論連連にに参加させていただきます。

然が破壊される事例を長年見てきました。自然は水が生まれます。そして漂流するところです。ですから、水循環の考え方は、世界規模で直面しつつある環境問題の立場から見ても重要なものです。

■水への思い、政策理念

私の地元である京都は、伏流水水が豊富な地域であり、水を大切にしている地域でもあります。中でも、しづく地域（向日市、長岡京市、大山崎町など）は、とてもおおい

■水への思い、政策理念

私の地元である京都は、伏流水が豊富な地域であり、水を大切にしてきた地域でもあります。中でも訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町など）は、とてもおいし

い地下水があるところであり、それを守る活動に私は携わってききました。そうした自然保護の視点から見ると、地下水は一部企業のためものではなく公有財産でありまして、汲み上げて枯渇させてはいけなくもあって、きちんと管理し保全していくかねはならないものなのです。

■期待される社会変化

議連のメンバーで昨年4月に、福井県大野市の地下水・水資源に関する取組みの歴史と実情を視察しました。水に非常に恵まれた地



柿沢 未途氏

水制度改革議員連盟 共同代表
結いの党 衆議院議員

■実質伴った法律に

私が平成21年に衆議院議員に初当選した際、当時水制度改革議員連盟の代表を務めていた中川秀直先生の呼びかけにより、議連に参加することになりました。何度かの廃案を経験して、ようやく成立したとは感慨深いものがあります。基本法成立をゴールにせず、実質の伴った法律にしていかなければなりません。

今後は、水循環について統制りを脱して総合的に捉え、地域の中でランドデザインを描いて実行していく必要があります。そのためには、水循環基本法を実体化させるべく、権限と構想力を持ち、実行部隊が手元において、財政力があるのは道州制により誕生した広域地方自治体。この枠組みが中央省庁の縦割りで細分化された行政を一元化していくための大きなポイントではないでしょうか。

加えて、大阪市の橋下徹市長が提唱されているように、必ずしも上水道事業は公営企業が担う必要はないように感じます。世界的に見れば民間企業が上水道事業をコンセッションで受託しているようなケースは多々あります。水

地方自治体には、上下水道事業を民間に担ってもらうスキームをもっと試してもらいたいと思えます。民間が主体になればスเกลールアップを模索するのではようから、広域連携が進むかもしれません。少なくとも民間に任せることが危ないという議論はやめるべきではないでしょうか。いずれに

人はあまりいないと思いますが、発注形態を見直して競争原理が発揮されればコストは相当下がり、大幅な水道料金の値下げにつながると考えています。

■民間活用を検討も

水循環基本法に基づき「流域連携」は道制を推進する意義、かけになる可能性もあります。山は海の恋人という言葉があるように、山と海はつながっており、海を豊かにするために山を豊かにする必要があると思います。豊かな海を育むことで豊かな海も育まれるわけで

成立をゴ
道州制。

一ルにせず
と同時並行

であり、それには広域地方政
府不可欠です。これはまさに道州
です。

具体の手法問われる 哲学共有の努力必要

域でありながら、開発が進んだところと地下水位の低下による井戸枯れや河川流量の減少による水環境の悪化を招きました。これらの問題に市民が立ち上がり、長年の苦闘の中で地下水保全条例、森・水保全条例の制定をはじめ、運動は行政を動かし、まちづくりの中で水が意識されるようになりました。

住民の皆さんが、歴史を脈々と受け継いで、水によってまちづくりを築き上げたという自負、自然の中で水を活かしながらまちづくりを行っていく大切な事を感じた事例です。大野市で出会った皆さんも長年にわたって、地水を含めた水も市民の共有財産とすると、べく法制策の早期制定を訴えられておりました。水循環基本法成立は待ち望まれていたものと思います。

水循環基本法という形で花開いたものをいかに実らせようかが今後のわれわれの使命です。基本法をつくるツールとして、具体的なアプローチをどのようにしていくかが問われています。

今回成立したのはあくまで基本法ですから、今後の具体的な取組みがやはり重要です。

大切なのは、水循環の哲学をしっかり共有していくための努力が必要です。

各省市町村垣根を超えることを当然必要とするが、水循環を考えに当たっては、これを機軸を置けばいかと言えは、やはり法の前文である「水が人類共通の財産であること」で、また「水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活および産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持または回復のための取り組みが積極的に推進されなければならない」との記述もありませんが、これは水の利用と環境との視点をしっかりと保持して、水を守るために産業活動について配慮することが不可欠である」と、私は解釈しています。

水がわれわれにとってさういふものなのかといった議論を、広範囲を開示する必要があります。今後、さまざまな開発行為が行われると思います。

例えば、リニア新幹線の開発より、大井の水系を分断していかのか、伏流水を含めた水の流通を根本から変えてしまっているのか、とかいふ問題を考える、水産業活動のあり方が改めて問われる、と思います。

基本法が、環境の側から水と産業活動を考えるようになってほしいと期待しています。法律が

■市民の積極関与を

水は、命と環境の原素です。は、都市再生という名の下で行われた大規模開発に危機を抱いて、水循環を大切にしようという考えと、水循環基盤を慮るといふ考えと、水循環基盤法が自身の概念は、無軌道な発の歯止めにもなるものだと思っています。ダムで自然の流れを分ずけることは生態系の破壊などの害をもたらしています。

水循環基本法の成立により、ちに開発行為に歯止めをかけるとはできませんが、こういう哲があるんだよと示すことはできます。

国民への周知を図るとは重ですが、行政サイドは、水を利用・治水の単なる道具として見てまいがらでずので、行政だけにせるのではなく、住民の方々のを守るさまざまな活動の関与も要だと思えます。

基本法の哲学を普及させるは、縦割りの垣根を越えた行政からのリードと、さまざまな住活動の糾合の２本柱が必要で

的に変えていく必要があります。――
―ビスを提供している状況を根本
的に変えていく必要があります。
――どこかに助けしてくれる人がいる
――と思うと、自分で知恵を出して工
夫を凝らし、よい方法を探す必要
がなくなってしまう。自分た
ちが当事者として、与えられた権
限と財源の中で、何ができるかを
考えながら行政を行っていくのが
今後のあるべき姿だと思います。

■地方分権で政權担う

安倍政権では、マクロ経済の浮
揚や外交・安全保障などが議論の

て、成功を手入れしてつくり、それがそれだけの知恵を出して頭張りで、全国に波及させて世の中をよくていくのか。アブローチの違いですが、われわれは後者を推進していく考えです。

日本人の強みは平均的に優秀なことです。平均的に優秀な日本が個人や企業、そして地域で切磋琢磨しながら独自の取組みをしてい、成功したものが全国に波及していく。こうした考えを国民に広めたいから、政権を担えるような時勢が来るようになればよいですね。

す。ですから冒頭申し上げな
う、道州制とセツトで議論し
く必要があるわけではな
い。どこかで成功すれば、いい背
での日本の横並び主義が発揮
され、他地域の自治体と競い合
うでしょう、成功したやり方
が普及していくのではないで
しょうか。さう民間との競争
が始まればサレスの向上に
つながるのを期待します。他
地域、そして国民の善
競争を促すことが、水行政
でい成果を生み出すのでは
ないでしょうか。

これは、日本維新の会政策協議会、現在、日本維新の会が、本行をやっていまして、その中でも基本的な哲学として、国は交や防衛、金融政策などの国に任せて、なにかに特化して、インフラ整備や福祉、医療、教育、そして水循環に任せる河川行政などは、すべて道州に任せ、地域を支持した行政を担ってもらってこそ目指しています。

この構想を実現していくために、はたしてそのもの、つまり、すべての面においてのが権限を持ち、北海道から沖縄までユニバーサルサ

われわれは日本維新の会、民
党は、「地域でできることは地
に任せ」「『』」地域でできるこ
は地域に任せ」「『』」という考
は共通しています。

強いリーダーが国を引っ張
て、皆を率いていくイメージ
でいいのか、あるいは全国の人

しかし、縦割りでもあり、横集権制でもあります。せっかく命に関わる重要な仕事を言いたいにも関わらず、国から言いたくはないうえ、地方自治体になってはいないでしようか。分たれて工夫しながら物事を進めて成果を上げていく、今の水環基本法の成立が中央集権から地方分権体制に転換してきつかけにならなければならぬと思

■ 地方が当事者として

こうした取組みを進めるためには、今まで以上に国から地方への権限移譲を進める必要があります。特に上下水道などの生活に関わる分野は全面的に進めていくべきでしょう。

中心になつており、地方分権に心が薄いように感じます。しかも国家像を変えるために同じく大切なのは、地方分権の視点です。ただ、民意を得て衆参で過半数持っているのは安倍政権です。今後はわれわれの哲学に則つた政策を掲げて競い合うだけの基

■自ら考えて行動を

水に携わる仕事は、生命の存に不可欠な水を守り、育んでおその重要性は非常に大きい。事本大震災の際、被災地以外で生の危険を感じたのは、水道から放射性物質が検出された時ではな

周藤彌兵衛翁の物語から生まれた

水神と呼ばれる男
 五十六歳で急死。九十七歳で念いを達し、百一歳で大往生。
 今から三百年前（出雲国日方村。現在の松江市八雲町）の周藤彌兵衛翁（六十二〜七十五）は、硬い安山岩剣山をノミと槌で切りくずし、村人の命は命と誓う意を、川の流れを変えました。
 四十一年の歳月を掛け完成した「大吉の切通し」は、緑豊かな八重垣神社、神神神社、熊野大社に近く、今も訪れる人に感動を与えています。

広域ヒューマンネットワーク

- 水道施設
- 下水道施設
- 施設管理業者
- 消火施設・アンダーパス
- 農業用水・源泉施設
- メーカー
- 大学 研究機関
- コンサル 土地連
- 水位 流量観測施設
- 地域
- 役所・庁舎

インターネット
 日本データセンター 松江
 東日本データセンター 東京

ベルタフオン・ズットナー

女性初ノーベル平和賞

一八八九年、ベストセラー小説『武器を捨てよ』を発表し、平和活動の先駆者となりました。一八九一年、アルフレッド・ノーベルの支援によりオーストリア平和和友の会を設立、国際的な平和活動を展開。一九〇五年、ノーベル平和賞を受賞。オーストリアの硬貨に肖像が描かれていました。

制作：イングリッド・ロレマ
 オランダ・ハーグ市にアンドリュー・カーネギーの寄付により建設された平和宮（現・国際司法裁判所）100年を記念して、2013年、同市に建立。2号像は6月〜12月までオーストリア・ウィーン市で展示後、日本へ

小松電機産業株式会社
 TEL 050-3161-2490 <http://www.komatsuelec.co.jp>
 〒690-0046 島根県松江市乃木福富町 735-188

タブレット、スマートフォンで 広域クロスオーバー管理を実現

トレンドグラフ

フロー図

詳しくは
 人間自然科学研究所 ホームページへ
www.hns.gr.jp





森山 浩行氏

水制度改革議員連盟 筆頭参与

■水質悪化した大和川が活動の原点
私は昭和46年に堺市で生まれ、高校までを堺市で過ごしました。

■法成立の瞬間は感無量
私は現職時代、超党派の「水制度改革議員連盟」、民主党の「水政策推進議員連盟」、同じく民主党の「水政策プロジェクトチーム」との組織の事務局長を兼任しつつ、約年間水循環基本法の成立に向けて各関係省庁や政党会派間で調整に走り回ってきました。

学校のすぐ横(ある「自治都市・堺の堀(内川・土居川)」)は当時、時間ごとには排水の色が赤や青、黄色と色が変わるような有り様でした。また珍しかったクーラーが学校に設置されていたのも水と空気が悪いからだと説明されました。きれいな水環境は憧れを持っていました。



高木 美智代氏

水制度改革議員連盟 幹事
公明党 衆議院議員

■水循環基本法成立に当たり
水循環基本法は水の基本理念を定める画期的な法律であり、心からその成立を嬉しく思っております。公明党は環境の党を掲げ、水問題には長年にわたり積極的な取り組みを続けてきました。基本法の策定段階から現在まで、すでに引退された田嶋正広前議員、弘友和夫前議員、加藤修一前議員、そして現在は斎藤天先生が水制度改革議員連盟の共同代表、そして私も幹事としてその成立に努力してきました。

■水に対する思い
水は「生命の水」。命を育む、まことに万物の源です。地球が存在する限り、すべての生き物にとって貴重な財産です。尾崎聖堂先生が「多摩川の源流地域の水源林を多摩川市長でいらした時に、山梨県下の小菅村、丹波山村、甲州市に至る約2万2000本の森林を所有・管理し、東京都民の命の水を守っています。2008年に私も視察に行き、政治家の本当の仕事を感じた」という思いがしました。

また、東京都・朝霞浄水場の高度浄水施設、期工事が先日完成を迎えました。四半世紀かけて整備してきた利根川水系の高度浄水施設がすべて完成し、安全でおいしい水を安定的に供給する体制が整いました。かつては、臭いと言われていた東京の水道が今や安全でおいしい水に生まれ変わり、「東京水」としてペットボトルで販売されるまでになりました。

報道記者を務め、平成11年には堺市議会議員に初当選しました。当時相変わらず水質が全国でワースト1、2位を低迷していた大和川について、議員になり早速「この水を水源とできるまでに浄化できないのか」と質問したところ、市には担当部署がないということで却下されてしまいました。

その後、平成6年に大阪府議会議員に当選し、「世界水フォーラム」で外国から招かれた琵琶湖・淀川水系で6.7度で浄排水を繰り返している現状を訴えたのですが、「一級川の管理者は国、直接事業者は滋賀県というところでしてしまいました。大阪府と奈良県を水道管で結ぶ構想についても、災害対策として議論は上がったものの、水利権の関係で進展しなかったことも残念でした。

■「よや」ライフワークの「水」に専念
平成21年、衆議院議員に当選して、「よや」ライフワークの水政策に取り組むと決意を新たにしました。国会内には前の年、すでに水循環基本法研究会が立ち上がったので、早速研究会に入ってもらいました。さらには、約200の議員連盟に所属し、そこで積極的に活動して「その代わり水はよやしく」と付け加えました。この活動が幸い、民主党内で「水問題の森山」と言われるまでになりました。

水循環全体を守って 個別法の制定・改正へ

これを受け、与党・民主党のプロジェクトチームで具体的な原案を作成作業をすることになりました。川端達夫理事長の「物事の取り決めで一番大事なのは最初」との考えの下、原案検討初日から議論に加わることを選んでいるように見えた各省庁に出席してもらい、意見を述べてもらいました。そうした意見をプロジェクトチームで仕分けするなどして、皆で二階に原案を作ったことが、いい方向に向かったものと思っております。

■2段階の1段階目「点火」
水循環基本法では、「地下水を含めた水」が国民共有の貴重な財産であること、規定し、流域の総合的な管理についても理念を示すとともに、各官庁の水循環に関する全体的な調整機能として内閣官房に「水循環政策本部」を設置することも明記するとして、水政策に関する基本的な枠組みが出来上がりました。

正しく、2段階の1段階目に点火し打ち上げ成功した段階です。今後は、水循環基本法に基づいて個別法の制定・改正を行うという、ロケットの2段階目に点火させる段階に移ることになります。

■期待される社会変化
水循環基本法の制定により、水循環への認識を多くの人が共有することによって、われわれの生命・生活を見えないところで支える水源林や上下水道や浄化槽などのインフラ、水のお仕事に携われる方々など、少しでも目を向けられるようにならなければならない。水循環基本法に「健全な水循環」への大きな一歩になるといえます。

流域管理という視点も非常に重要です。ゲリラ豪雨が全国各地で頻発する中で同じ河川流域にありながら、行政区域をまたいで対策が遅れている事例も存在します。基本法制定を機にした流域的な防災対策の推進も大いに期待されることです。

水循環政策本部では、これまで水政策に関して日本の制度の中になかった部分、弱かった部分、二重になっていた部分について、各省庁の代表者同士が同テーブルに着いて話し合うことができます。例えば、公共下水道と併用浄化槽の住み分け等も議論すること

■水道施設の更新も気がかり
それから、日本の人口が減少している中、今後、小規模水道をどう維持していくかが非常に気になります。今後も本気でその必要なのを置き続けることが必要なのか、よそからパイプで水を持ってきて配水池を置けばいいのではないか等という検討を行なっていくべきではないかと思えます。

2000年に国連は水を商品だと採択してしまっています。現状では、外国人が水源地の土地を買ったとしても、身をを守るべきが何もないまま、これを行政に丸投げする。二重の部分を解消するよう努め、日本の水循環全体を守ることに徹していかなければならないと考えます。

雨水利用にしても、各家庭をばいばい最近取組みに進んでいく行動です。雨は貯めれば資源ですが、流せば水害の原因にもなってしまいます。健全な水循環を目指すために、家庭・地域・小さな輪から広げていける有効な取組みになっていくことを。

私たちが暮らす江東区、墨田区、荒川区などは、雨水浸透・貯留施設の設置など積極的な雨水流出抑制策が図られています。両国国技館には1000立方メートルの雨水貯留

とトイレ用などとしての活用、東京スカイツリー内にも6000立方メートルの大規模な雨水貯留施設を有し、関連施設を含め積極的な雨水利用が行われています。水は循環する資源という理念は大変重要です。私たちの身体は60%水で出来ており、水循環が健全な状態であるというところは、私たちの命に及ぼすところになります。健全な水循環の再生のために国民が一丸になつて努力することが大変重要だと考えています。

■水関係者への期待
地球温暖化の水への影響が懸念される中で、各省にまたがる水政策の総合的な推進が不可欠です。水循環基本法の制定により、水循環政策本部が内閣府に設置されることとなりますが、運用のフォローアップが重要になると考えています。

これには多くの水関係者、産学民の方々の協力、そしてご支持が必要で、国民の方々が水制度改革に向けて声を上げ、行動されることを心から期待します。皆さんの意見を集め、健全な水循環の実現に向けて、私も政治の立場から精いっぱい努力してまいります。

今回成立した水循環基本法は、わが国の法制度のあるべき姿の一つだとも思っています。わが国がこれまで貿易交渉で負け続けてきたのも、私は基本法が不備だったことが一因であると感じています。

海外から、ある分野で日本の法体系はどうなっているのかと問われた時、これまでは「これはの法律のこ、それはの法律のそ」で決まっております。なご回答していたために、相手側は日本の貿易は不公平で不透明だと受け止め、結果として必要以上の譲歩をさせられることにつながっていたものと思えます。海外に対しては「日本には、この分野にはこうした基本法があつて、こうした枠組みと方向性があります」ということを示すことにより、「そう、日本はこの枠内で取組を進めているのか」と初めて納得してもらえらる面があるのです。



想いをカタチに。 未来へつなぐ。

安全な水を暮らしのすみずみへ。安心の水環境をずっと未来へ。 限りある水を届けるということは、人と自然のあいだで、 たえず新しい発想をカタチにしていくことです。 「水と共に生きる。」その創業以来変わらない想いで、 私たちは、水とのよりよい関係をつくり続けます。

水をつくる、いかに、考える。
扶桑建設工業株式会社

本社 〒104-0033 東京都中央区新川1丁目23番5号 TEL (03) 3552-7051

FUSO
WATER TECHNOLOGY!

法への期待

業界団体からの提言



長期視点で水循環への関わり認識を

東京大学大学院工学系研究科教授 花木 啓祐

環境の分野では、環境基本法が成立して環境基本計画が、循環型社会形成推進基本法が成立して循環型社会形成推進基本計画が策定され、実行されている。これらの基本法と基本計画に比べてはるかに大きく、多数の省庁の所管にわたる内容を含む水循環基本法が成立し、水循環基本計画が策定されようとしている。

環境基本法において示された環境負荷と持続性の概念、循環型社会形成推進基本法で中心となった3Rの考え方に比べると、水循環基本法には一見そのような新しい概念は見あたらない。しかし重要なのは、分断されていた水管理をつなぎ、統合的かつ一体的に推進するという視点である。

水循環自身は、太陽の力によって海の水が雨になって陸に降るという巨大な自然の循環の力により推進されてきた。その中で、上水道と下水道は人びとのいのちとくらしを守り、水不足と水害、そして水質汚濁を防ぐために、いわば循環に介入してきた。上下水道は、自分たちが水循環に与えている悪影響は小さいと考えている。しかし、それは必ずしも自明ではない。

あらためて上下水道と水循環への関わりを、より大きく長期的な視点から認識し、健全な水循環を次世代に伝えるための叡智が求められている。



水循環基本法への期待とわれわれの責任

東京大学大学院工学系研究科教授 古米 弘明

公共用水域とされていない地下水も含めて、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものとして本基本法で定義されたことは、流域単位での水資源保全やその管理、持続的で適正な水利用を推進する上で重要である。本法律の成立で、5年ごとに「水循環基本計画」が策定されることで、国全体の方針が明確化されることがポイントだと個人的には考えている。しかし、具体的な施策が成果を見せるまでには時間を要する。言い換えれば、政府による「水循環基本計画」の策定を待つことなく、各地域の特性に応じて、流域の水循環系の現状を診断し、その課題点を把握して、健全な水循環に向けた計画を具体的に作成し、施策を実行することが今すぐ求められる。この計画の必要性は、平成12年12月22日閣議決定された、第二次計画「環境基本計画一環境の世紀への道しるべ」においてすでに指摘されていた。

この計画においては、水文学的な自然な水循環系と人工的な水循環系のつながりを適切に示すことが肝要である。そのためには、将来の水道と下水道が支える水利用システムのあり方、すなわち、流域単位での適正な水利用に向けて、水の関係者と共有すべき情報や科学的知見をわれわれから積極的に提供する責任があることを強く感じている。



理念の実現へ活発な議論を

東京大学大学院工学系研究科教授 滝沢 智

健全な水循環の維持、水の公共性、統合的な流域管理などを基本理念とした水循環基本法が成立した。日本の水制度は、これまで河川、水資源、下水道、上水道などの分野で個別の発展を遂げてきた経緯から、縦割りの弊害が指摘されてきた。これに対して水循環基本法は、水を総合的に管理するための基本法であり、わが国の水に関するさまざまな制度を整合させ、合理的でわかりやすい目的に沿った水の管理が期待されている。

しかし、水循環基本法が理念法であるために具体的にどのように影響を市民生活に及ぼすのかかわりにくいこともあり、一般市民の関心はあまり高くない。水循環基本法が理念法のままで終わらないように、その理念を具体的に実現させる方策が求められている。そのためには、同法に定められたように水循環政策本部に実施を任せただけではなく、水にかかわる行政、企業、研究者、さらに市民の間で、水循環基本法について議論を盛んにする必要がある。人口減少が顕在化の中で、水道分野においても水源の整理統合など、より大きな視点での政策が求められている。時代の要請に合った水資源政策をタイムリーに実施するために、水循環基本法が大きな後押しとなることを期待している。



地下水含めた水環境適正管理に

東京大学生産技術研究所教授 沖 大幹

水循環基本法の成立を心よりお慶び申し上げますとともに、健全な水循環を次世代に引き継ぐ教育研究に携わるものとして、成立へ向けて弛まぬ努力を続けられた皆さまに心より敬意と感謝の意を表します。

適正な水循環マネジメントのためには、農業用排水、工業用水、水道用水、発電用水などの水資源管理と、洪水や高潮などのリスク軽減といった治水、表流水や湖沼・地下水などの水質管理、そしてそうした水循環の場を形成する土地利用・土地被覆管理が、相互の利益を最大限に尊重しつつ総合的に管理される必要があります。

以前は旧国土庁に置かれていた水資源部がさまざまな水関連行政の利害調整を行う役割を担っていましたが、省庁再編の際に国土交通省に取り込まれ、近年では調整機関としての役割を果たしにくくなっていました。今後は、水循環基本法に則って設置される水循環政策本部が一段高い見地から定める水循環基本計画によって、総合的一体的な水循環に関わる施策を推進する枠組みが構築されます。

先端的な日本の科学技術によって国内外の水循環が健全に保たれ、人口減少や財政逼迫状況下でも効率よく水循環の恩恵を享受できるように、地下水も含めて水循環全体が適正に管理されるようになると、大いに期待しています。

去る3月27日、衆議院本会議で水循環基本法が成立した。水を利用するすべての人が抱える問題意識を解決するための大きな一歩が踏み出されたとと言える。一方で、多くの水関係者においては基本法の成立がもたらす影響や利活用に対する具体的なイメージが出来ていないことも否めない。そこで今回は、基本法成立後の具体的展開に向けた課題、重視すべき点などを学識者・有識者・産業団体の水関係者から提言いただいた。

学

識

者



覚悟新たに各分野の強調が試金石

北海道立総合研究機構理事長／北海道大学 放送大学名誉教授／日本水フォーラム副会長 丹保 憲仁

久しく努力を続けてきた、有識者、政治家、関係者の努力が実って「水循環基本法」が成立したことを、水工学を生涯の仕事としてきた小生にとって大きな朗報です。理念としての水循環／水代謝についてはさまざまなところで書いたり話したりして来ましたが、その多くがこの法律で具体的な施策として総合的に動き出すことを期待しています。

地下水が河川水と同様に公水としてどのように定義され、そのためにどのぐらい確かな情報が積み重ねられ、どのように管理されるか、たくさんの解くべき問題が山積しています。空中に10日間しか存在しない水蒸気ベースの地表水循環は河川法などかなり表現される水ですが、平均滞留時間600年という地下水ではどの範囲までどのような手段で把握／管理するかの手立

てすら提案されていません。地球科学的評価の難しい地下水を含む循環を、地上での人の水利用の営み「水代謝」とどのように組み合わせるか、サイクルタイムとサイクルスケール（順路）をどう理解するか、理念法だけでは動きのとり難い沢山の難しい具体的な問題があります。

地下水と地表水の接点となる水源涵養域の土地私有問題と地下水揚水権など、理念が理解されても、すぐ具体的な難しい対応が求められる、地球科学／水代謝工学／環境法の問題が出てきます。行政の所管の細分化を総合化していくメディアが水であることに疑ありませんが、それだけに汎用物質を巡っての縦割用途間の相克の激しさも容易に理解できて、覚悟を新たにしていればだけの分野が協調できるのか22世紀への試金石になりそうです。



アセットマネジメントを水循環基本計画から

トキワ松学園理事長 眞柄 泰基

水循環基本法が、3月末に成立した。この法律の成立まで、まさに奮闘努力をされてこられた方々に絶大な敬意を願いたい。政府内に健全な水循環構築のための連絡会議を設定されたのが平成10年であり、「健全な水循環」という概念が法律という形で具現するまでに15年余を経たことになる。

水を使うということは、水の属性、（溶解力、流送力や温めたり冷やしたりする性質）を使うものである。水を使っても、水量の差はなく、水の質が変化しているだけである。灌漑用水、都市用水、工業用水、河川維持用水、環境維持用水とさまざまな用途に表流水は地下水が使われているが、その量・質のインベントリーが、ワンストップで知ることができない。これからの日本社会は、水に係るインフラであっても、余剰が発生し、その余剰をいか

に効率的・合理的にサービス水準を維持しながら削減するという、これまで経験したことのない、新たなアセットマネジメント手法を確立しなければならない。この新たな手法を確立するチャレンジが、この法律の成立で政府に義務づけられた「水循環基本計画」の策定で始まるものと期待している。

それには、既存意識にとらわれない新たな水にかかわる専門家集団の創成も不可欠である。

人と水の未来を見つめて

COSMO

私たちコスモ工機は、いつでも、どこでも

安定して水道の水を供給できるよう、

製品の質の高さにこだわり続けるとともに、

生活と都市機能を支える水道管網の強化のため、

さらなる技術の研鑽に努めてまいります。

これまでも、これからも、

「人と水の未来を見つめて」



秋田工場

コスモ工機株式会社

ISO 9001
認証取得

<http://www.cosmo-koki.co.jp/>

本社 〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目9番5号 TEL (03) 3435-8805 FAX (03) 3435-8825
支店／営業所 札幌 ☎(011) 731-3911 秋田 ☎(018) 879-3222 仙台 ☎(022) 287-3532 新潟 ☎(025) 281-2511 東京 ☎(03) 3435-8810 名古屋 ☎(052) 253-7180
北陸 ☎(076) 224-8001 大阪 ☎(06) 6392-8111 岡山 ☎(086) 722-3667 広島 ☎(082) 294-4361 四国 ☎(087) 841-3883 九州 ☎(092) 292-3628

水循環基本

学識者・有識者・

大転換へ参加型合意形成を

大阪大学・滋賀県立大学名誉教授 末石 富太郎



もう20年以上も前のこと、東京での水政策会議の場で、次のような経緯を聞いて仰天した。下水処理水をさらに高度浄化して、水の涵れた水路の「親水用水」にする事業をどの部局が担当するかの問題だった。当然、下水道局は自分たちがというつもりだが、河川局が割って入った。「下水のものは水道水でそれは河川から取水したはず、再利用水は当然河川に戻すべきで、担当は河川局だ」というわけ。

理屈は間違っていないが、高度処理技術は下水処理の範疇にある。結局は痛み分けて対象区間を半々にしたとか……。同じ建設省(当時)の管轄内でもこういう有様、水循環基本法の必要な背景には、もう言い古された「水関連省庁の縦割り」がある。関係機関の施策の「総合調整」や基本計画を「閣議決定」程度の表現で、果たして大転換ができるのだろうか。

筆者は昭和56年に行政管理局に提言するための「水行政の地域分権」検討チームに参画したが、今回の基本法制定を推進した「水制度改革国民会議」のような地道な着想には至らなかった。水関連の技術進歩がシステム改変をもたらしたのが事実ではあるが、水技術分野の研究者が「国民会議」の中心にいたことは画期的であった。さらに歩を進め、近時いよいよ情性で制度疲労した民主主義を回復させるのにこそ、食糧や土地も総合した水政策の地域分権化を目指すべく、参加型合意形成の出番である。

将来の「国の形」決める基礎づくり

京都大学名誉教授
水制度改革国民会議理事長 松井 三郎



水制度改革国民会議理事長として、「水循環基本法」の立法化を長年取り組んできたことから、今回の成立を大変喜んでいるとともに、改革運動が目指してきた日本の行政・民間活動の将来は、大きな変革をしなければならないと考えています。成立した「水循環基本法」は、①水の公共性と適正な利用②水の利用に当っては、健全な水循環が維持されるように配慮③流域に係る水循環について総合的かつ一体的に管理④水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に実施——を謳っています。今まで、曖昧であった水は「公水」か「私水」かという議論に、「公水」という答えを出しました。このことによって、波及する課題は、「地下水法」の立法化が急がれ、さらに民法が規定している地面の所有者が地下水をどれだけ財産権として認めるかの、重要問題を解決する必要があります。

「流域管理」を打ち出したことは、水管理方法として、画期的な行政構造をうちだしました。これは「E U水枠組み指令」と同様の行政手法で、今後、アメリカをはじめ多くの国に影響を及ぼすと思います。また現在議論が始まっている「道州制」の内容と密接に関係していて、日本の将来の「国の形」を決める、最初の基礎づくりをしたことになりました。

また国内の水ビジネスの構造転換を急がせる、前提条件が成立したと考えられます。さらに「国際協調」は、パナマ運河問題とも関係し、日本の農業と日本の食糧安全保障にも関係する課題が提起されています。

広い視点から水循環を

京都大学大学院工学研究科教授 伊藤 禎彦



最初に、本法の成立に多年にわたり尽力された松井三郎・京都大学名誉教授をはじめ、関係者のご尽力に深甚なる敬意を表させていただきます。本法のような法制度の必要性はかねてから繰り返して叫ばれてきたことで、その成立は自然で当然ということもできるが、このような当然のことが目の目を見るのに、わが国ではこんなに長い時間がかかってしまった。私自身もこれを機会に広い視点から「水循環」を学び直したいと思う。

私どもは京都大学環境衛生工学研究会を組織し毎年夏にシンポジウムを開催している(今年は7月31日～8月1日)。その1日目に「水循環基本法とわが国環境問題のゆくえ」と題する企画セッションを持つことを計画中である。松井名誉教授に基調講演をお願いした後、田中宏明・京都大学教授、清水芳久・同大学教授をパネリストとして迎えるとともに、井林辰恵・衆議院議員にコメンテーターとして登壇いただく予定で、コーディネータを私が務めさせていただきます(今後内容の変更ありうる)。

本法に関連する領域は、森林、流域、河川、海域などであり、そこで水を利用する人間活動としては、上水道、下水道、工業、農林水産業などがある。本企画セッションでは、このような水と流域にとどまらない幅広い視点が披露される予定であり、ご期待いただければ幸いです。私自身にとっても貴重な勉強の機会と考えている。

求められる管理手法の整備と「共同」の仕立て直し

京都大学大学院地球環境学教授
Com aqua代表理事 渡邊 紹裕



多くの関係者が長く考えてきたことの一般的共通部分を整理しただけと評価できるが、理念法として水循環基本法が公に掲げられた意義は大きい。成立までの関係者のご尽力に敬意を表する。その上で、求める「健全な水循環」の定義・内容の認識や、関係事業法との具体的実務的連携などの課題とは別に、これを契機に改めて進展が求められる二つの課題を整理しておきたい。

まず一つは、法にもある「総合的かつ一体的」な施策の推進のための「水循環管理手法」(マネジメント・インストルメント)の整備という技術的課題である。総合的な管理には、法的枠組みと合意形成システムの整備が欠かせない。今回、前者の根幹が整い、理念法に沿った関係各法の必要な再整備も進むであろうし、後者も流域委員会などの取り組みの進展があるが、これらと合わせて重要で、案外進んでいないのが管理評価手法の開発である。水循環の健全性を評価し、改善の方策を提案できる具体的な指標や方法など、関係者が共有・活用できる情報を整える手立てが必要である。

もう一つは、理念に基づき関係者に求められる具体的な協働の仕立てである。健全な水循環の保全には、基盤となる基礎施設と規則制度だけでなく、それらの主人公となる関係者の「共同」を仕立て直す必要がある。法にある「連携と協力」には、地域の住民や関係団体の協働に託す部分を計画的に配置すべきであろう。



平成25年4月、福井県大野市で水資源保全の取り組みを視察する水制度改革議員連盟メンバー

水に使命持つ人材・逸材の確保が勝負

東洋大学国際経済学科教授 中北 徹



水循環基本法が成立した。誠に慶賀に絶えない。長きにわたって議員立法の準備が整えられながら、会期切れとか、大臣の更迭とかを理由に廃案、継続審議に置かれる状態がつづいた。自動車や原子力は基本法があるのに、半ばあきらめ気分だった。今回のスピーディな法案通過を背後から推進した関係者各位の熱意とご努力には心から喝采と敬意を贈りたい。

本法が水資源を「国民共有の貴重な財産」と謳ったことは大きな第一歩である。ただ、この法律は理念法であって、具体的な仕組み作りや、基本計画の策定などはこれからの課題である。霞が関を中心とする、水行政の仕組みや規制法が高度成長期のままであり、時代の要請に応えるためには、横断を刺すがごとく、主管官庁間の権能を超えた、抜本的な調整と見直しが必要

だからである。

内閣府を含めて官邸直属の機構として、大臣レベルでの主導力を想定したフォローアップ政策本部が設立されるという。しかし、それは多分に官庁間のバトルを予想させる。できれば「片道切符」で、民間人の採用も含めて、水に使命を賭して改革に当たられる人材・逸材をどこまで確保できるのか、勝負どころではないのか。今後の進捗を注視したい。

新たな流域管理法制の実現に向けて

山梨学院大学大学院法務研究科教授 三好 規正



法律原案の作成、提言等に関与させていただいた者1人として、このたびの水循環基本法の成立を心より喜びたい。しかし、同法の制定は、決してゴールではなく、「健全な水循環」という政策目標を実現するためのスタートにすぎない。水は、流域を単位として、地表と地下の区別なく循環しており、現在および将来にわたり自然生態系と共生する持続的な水管理の実現を図ることが、これからの重要課題である。そこで、以下のような政策を提言したい。

①河川の流域単位で想定氾濫区域の土地利用規制とハザードマップの作成を行い、ダムだけに頼らない「流域治水」を実現すること②地表の土地所有権に関わらず、採取するまでは無主の公共資源として地下水を管理する

「地下水管理法」を早期に制定すること③自治体、住民、NPOなど多様な主体と河川管理者が必要な情報を共有し、流域ごとに地域特性を踏まえた水政策を協働して立案できるように、中央政府の権限・財源を委譲すること(流域ガバナンスの構築)。

政府と国会は、水循環基本法の理念を実現していくための関係法令の改正に向けて、国民に対する説明責任を負っているのである。

最後に、健全な水循環を下支えするための流域管理法制を実現することにより、将来の統合的な「水法」制定に向けた歩みを継続していかなければならないことを強調しておきたい。

洗淨

アイスビグ管内洗淨工法

アイスシャーベットの汚れを包んで押し流す。管を傷つけない、ソフトで無害な洗淨です。

調査

スマートボール・システム

まるで管路の「カプセル内視鏡」
漏水も空気漏れも、音を拾ってすばいチェック。

更生

シームレスシステム工法

ヒューム管から埴井管まで、浸入水の影響を受けず、高品質でスピーディーな管路更生。

耐震

マグマロック工法

地震大国日本の命運に、確かなソリューション。接合部の事前補強でレベル2の耐震性能。

いいアイデアは いまを未来にする。

TMS 東亜グアウト工業株式会社

http://www.toa-g.co.jp 〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目10番地3 管路メンテグループ TEL.03-3355-3100

水制度改革議員連盟の今後の動きにも注目が集まる



有 識 者



水源課題解決の推進に期待

日本水道協会理事長 尾崎 勝

多くの関係者の悲願であった水循環基本法が成立し、この法案に携わってこられた産学官の皆さまに敬意を表します。

今日、水道事業は「生命の水」を供給している非常に重要なライフラインとなっており、その原水は、多くが河川表流水(ダムを含む)および地下水であり、取水の安定性は健全な水循環に依存していると言っても過言ではないと思います。しかしながら、水道水源を取り巻く状況は、急速な都市化の進展や、管理が困難な状況にある水源地域の森林の荒廃等による水質汚濁、渇水に対する安全度の低下などさまざまな課題が顕在化してきています。また、地下水に関する法制度の遅れ等により、地下水位低下に伴う取水困難や枯渇、水質汚染などに加えて、地下水における本来の活用のあり方が問われてきています。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響も考えていかなければなりません。

こうした課題の解決には、水循環基本法が目指す「健全な水循環の維持または回復」のための諸施策の推進が求められており、水循環基本法の制定を契機に水道水源の課題解決が、より一層図られることを期待しています。



全体最適解に向けた円滑な調整が進展

日本下水道協会理事長 曾小川 久貴

現代下水道の骨格を築いた建設省初代下水道部長の久保起博士が執念を抱きつつも唯一果たせなかったのが水法制定でした。同時に、博士は水法は国民の代表者たる政治家の理解のもと制定されるべきとの考えでした。このたび、博士の思いが結実した水循環基本法が議員立法により全会一致で成立しました。ご尽力いただいた関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

下水道に関する政府の審議会等でも、早くから水循環の視点に立った施策展開の必要性が指摘されてきましたが9年前、「下水道ビジョン2100—循環のみち—」において、水循環、資源循環における下水道の立ち位置を明確にし、各種施策を進めていくとの方針が示されました。これは下水道法の目的とする、生活環境の改善や公共用水域の水質保全という地域的・流域的な視点から、循環を前面に押し出した斬新なものでした。

このたびの水循環基本法の成立で水循環に係る共通の土俵が整った結果、全体を俯瞰した水関係諸法の位置付けが明確になるとともに、健全な水循環の構築という全体最適解に向けた関係者間の円滑な調整が進展することを期待します。就中、水循環系の社会インフラである上下水道事業の一層の連携強化が図られることを願います。



「たすき」を繋ぐことが重要

斑鳩町長 全国町村下水道推進協議会会長 小城 利重

日本では、古くから清らかな水が豊富にあったことから、「水」への思いや扱いがぞんざいであったのかもしれませんが。水循環基本法が成立し、あらためて人が生活を営み未来へ残す大切な水について、その現状を知り、活用する取り組みが活発になることを期待しています。

また、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を規定することで、水は公有の財産であることの価値感と、その資源と環境を未来永劫、失ってはいけないとの使命感を持って取り組めるのではないのでしょうか。

地方公共団体は、基本理念に則り自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し実施していくことから、貯留、涵養機能の維持および向上や、水の適正かつ有効利用の促進の施策では、下水道の役割が見直され、

事業分野の広がりを感じます。また、流域連携や教育、協働といった分野へも波及し一元的に取り組めることも期待できます。

一方、国では、施策を集中的かつ総合的に推進するため首相を本部長に水循環政策本部を設置し体制づくりの強化が図られますが、施策の一翼を担う地方公共団体においても、すみやかに対応できる体制づくりや人材の育成、所要財源の確保等の課題も見えてきます。

いずれにしても基本法の制定は、水循環施策のスタート地点であり、これから世代を超えて、目標に向かって「たすき」を繋いでいくことが重要であり、下水道の分野においても他分野との連携や事業規模を超えた広域的な取り組みへの展開を期待しています。



利用者、労働者視点からの参画を

全日本自治団体労働組合中央執行委員長 氏家 常雄

「水循環基本法」の成立にあたり、衆参国會議員をはじめご尽力された関係者の皆さまに感謝する。

自治労は、15年にわたり「水基本法制定」を求めて取組みを継続してきた。水循環の視点から地球環境の保全を促進し、水が公共性の高い国民共有の貴重な財産であること、すべての国民がその恵沢を将来にわたって享受できる環境を確保することなどを基本理念として定め、とくに私水と位置付けられている地下水を含めて水の公共性が確認されたことは、機を得たものとして、高く評価している。今後、水循環基本計画の策定が速やかに進み、利用者の視点や労働者の視点から計画策定に参画できるよう願っている。

自治労は、毎年8月1日～7日を「自治労水週間」として、全国各地で「水の公共性や公的管理」などを市民にアピールしており、今年で30回目を迎える。今年は、「水循環基本法」の理念を広く知らせることも含めて、記念イベントなどを行う予定である。

日本の経済社会の健全な発展や国民生活安定向上に寄与するためにも、長期的展望として、水に関わる省庁が一元化され、上下水道をはじめ工業用水や簡易水道に至るまで、水行政が総合的かつ一体的に運営されるよう、生活するうえで欠かせない安全・安心で安定的な水を供給するために日々努力している現場組合員とともに、住民の皆さまと連携して取組みを継続したい。

統合的流域管理の実現に向けて

滋賀大学環境総合研究センター特任教授 中村 正久



平成22年10月、滋賀県が設置した「琵琶湖淀川」の流域管理に関する検討委員会」は、同流域のこれからの管理のあり方について提言を行っている。

この提言の主旨は、①人口減少と経済の低成長、水問題のグローバル化、さらには地球環境問題の顕在化という大きな変化の中で、流域管理の新たな理念の形成とその実現が望まれていること②「関西広域連合」の設立を契機に同流域の共同管理に向けた具体的な制度づくりが求められていること③歴史的に形成されてきた人と自然生態系とのバランスのさらなる崩壊を食い止め、段階的な再構築を目指すべきであること④そのためには、川の内と外、水域と集水域、上流と下流、流域全体と流域内の各地域において存在する主体ごとの問題意識の違いを克服し、緩やかな統合を可能とする流域ガバナンスの向上が不可欠であること——に集約できる。

この提言の主旨は、水循環基本法が指し示すビジョンや根本思想と軌を一にしており、同法が求める水循環基本計画に反映される必要がある。湖沼を含む河川流域の管理は世界的に困難な課題である。

提言の実現を後押しし、国際的なイニシアティブの発揮を支援する本基本法の施行に強く期待したい。



環境基本計画と両輪で保全を

放送大学教授 岡田 光正

水循環基本法の成立を心から歓迎したい。法が目指す健全な水循環の重要性は古くから指摘されてきた。すでに第三次環境基本計画(平成18年)においては、その重点分野の一つとして「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が定められた。現在の第四次計画(平成24年)においても、この考え方は受け継がれ、いわば「流れの視点」から流域の水循環全体を視野に入れた取組が重要とされている。

水の循環は単に水の移動だけにとどまらない。水とともに栄養塩や土砂も移動する。それは移動先である下流の河川、湖沼、最終的には沿岸域における生物生産を支えている。また、土砂などは長期的な生息地の維持や形成につながる。しかしながら、同時に過剰な有機物や栄養塩類、さらには有害物質を移動させる機能を持ち、水環境の劣化、水利用の阻害要因ともなる。

水循環において水の貯留や涵養といった水量の面が基本的に重要であることは言うまでもない。しかし、同時に他の要素、すなわち水質、水生生物、さらには水辺地の保全といった水環境の構成要素にも水循環は大きな役割を果たす。水循環基本法に基づき、今後は水循環基本計画が策定されることになる。水循環基本計画と環境基本計画が両輪となって、さまざまな水の機能が適正に保たれている「健全な水循環」が維持・回復され、さらには水環境の保全にも資することを期待する。



健全な水循環への変革を

東北大学未来科学技術共同研究センター教授 大村 達夫

安全で安心な社会を担保する基本的要素は健全な水循環である。この観点から、水循環基本法の成立が将来にわたって水に関わる安全で安心な社会の存続のために貢献することを率直に評価したい。ただ、基本法が水循環に関わる施策についての理念法であることを考えると、今後その理念のもとに如何に水循環に関わる施策を展開するかが重要である。

現社会の地球温暖化による気候変動、都市への人口集中、社会構造の変化などの事象は渇水・洪水、水質汚濁、生態系への影響などへのリスクを生じさせ健全な水循環を脅かしている。これらのリスクを低減する施策を立案し

実行する行政機関は国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省などの官庁とそれにつながる地方自治体の関連部署であるが、個々のリスク、例えば渇水のリスクに対する施策を考えても1官庁だけで対応することではない。この機会に、それぞれの官庁が個々の立場で作り上げた水循環に関わる社会制度の壁を打ち破り、新たな「水省」などの設立により、水循環に関わる施策を協働して実行できる水行政の変革に期待したい。また、水循環基本法によって、人々に「水を大切にすること」と「水を愛しむ気持ち」がおのずと育まれる社会の形成に繋がることを願っている。

永遠の進化向上を求めて誠実を積み重ねる

プラスチック製品事業
プラスチック金型設計・製作
SGICP工法
3Sセグメント工法
研究開発(ナノテクノロジー・燃料電池)
建設事業

http://www.shonan-gousei.co.jp/

株式会社 湘南合成樹脂製作所

〒254-0807 神奈川県平塚市代官町31-27
TEL:0463-22-0307 FAX:0463-21-4767

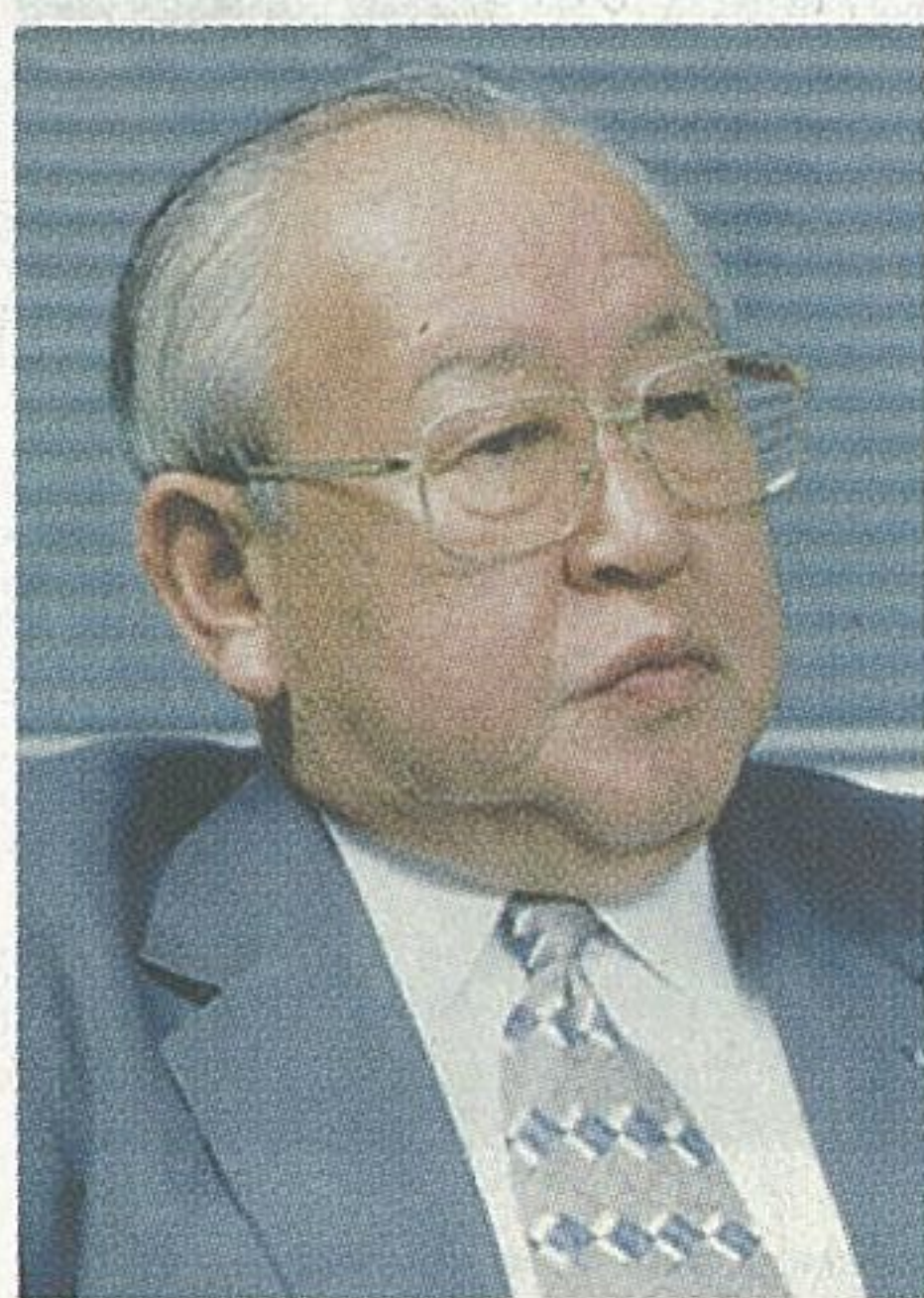
3SICP 3SICP技術協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目4-30(32芝公園ビル4F)
TEL:03-5733-6888 FAX:03-5733-6878

平成22年9月に開かれた水制度改革を求める国民大会



水制度改革を求める国民大会



個別法を統括する上位法としての活躍を

水制度改革国民会議メンバー 武島 繁雄

長い間の夢だった「水循環基本法」の制定、先ずもっておめでとうと言いたい。また、関係者の皆様にも心からご苦労さんと言いたい。実は小生今年で、齢89を迎え、あきらめかけていたところへの朗報、むくむくと闘志が湧いてきた。悔いのない路ん張りで頑張りましょう。

私は以前から日本人ほど水に対する関心の低い国民はいないと思っていた。そこには色々な要因があるとは思っているが、雨水も地下水も法的な位置づけが無く、その上、水は天から授かるものであるので「無限」「無代」という思想に凝り固まっていると思う。

水に関わる行政の仕組みは、総務をはじめ、環境、国土交通、厚生労働、農林水産、経済産業と多岐にわたり、それぞれの所管する水関連個別法も40数本に達し、何れも事業法的な性格が強い。正に縦割り行政の最たるもので、何としてでも個別法を統括する上位法としての「水循環基本法」の活躍を期待したい。

わが国の水は、台風、降雪、梅雨によってもたらされている。しかも、それらは自然の分水嶺で配分されている。

今回は、私見の一部しか述べられなかったが、今後は機会があれば過去の実績を参考に実施に並行した経験を参考までに述べてみたいと思っています。

産

業

団

体



関係者による基本法に則った具体化が重要

日本下水道管路管理業協会会長 長谷川 健司

平成20年に超党派と下水道関係者主体による水制度改革国民会議が設立されてから水制度改革を提唱し続け、本年3月に水循環基本法が制定された事は水環境において歴史的な第一歩を歩み出したと思います。これまでは上水道、下水道、工業用水等を関連諸官庁が別々かつ部分的に所管している為、統一した政策が持てませんでした。しかし、今回の基本法が制定されたことで水に関わる諸問題について纏まった行動が取れるようになると思います。ただ、ジャーナリストの反応の中には中国等の海外資本による森林買収を防ぐ為に基本法が出来たように執られているものもあるようです。海外と比べると日本は水源や地下水等、水が豊富であり、「水は無料」と言う意識が今でもあるように感じます。

今回、政府が水循環政策本部を総理大臣の下に立ち上げ、基本計画を今後作成されることは下水道分野として多くの期待をします。貯留（貯留管路施設）、涵養（浸透等）機能の維持管理や施設の整備は下水道でも積極的に進めているところですが、今後はこの基本法に則り関連官庁、地方自治体、関係諸団体、国民がどう具体化していくかが重要です。われわれ日本下水道管路管理業協会も下水道分野からこの基本法をサポートしていく所存です。今後を期待いたします。



住民参画のもとに一元化を

全日本水道労働組合中央執行委員長 永井 雅師

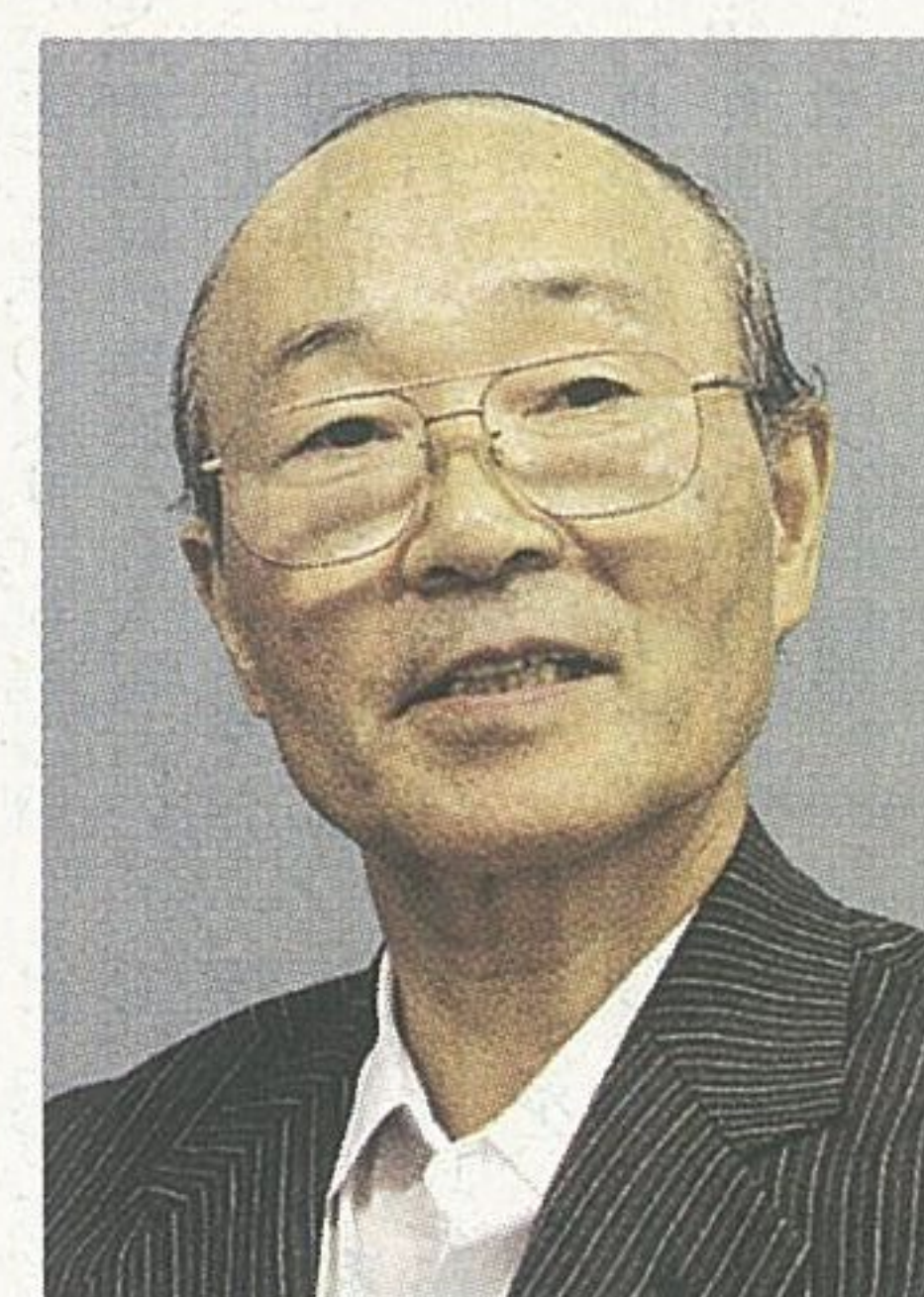
全水道は平成10年に有識者の方々からの提起を踏まえ、水基本法の制定を求める運動を開始しました。それは同時に、水に関わる労働の尊厳、水道・下水道事業の重要性を訴えるものでした。今回成立した水循環基本法は、名称こそ違いますがようやく達成できたことを大変うれしく思います。

法文では「水が人類共通の財産であること」「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること」が明記されました。これは、私たちが求めてきた「水は基本的人権」「水は公共財」という理念が包含されていると理解しています。

水は国際的には危機的な状況にありますが、日本は人口減少社会を迎え「水あり」といわれています。しかし、それは大量の食料を他国に依存しており、いわゆるバーチャルウォーターを大量に輸入しているからです。また、水質の有害化学物質汚染の進行に憂慮しています。

水循環の健全化を進める上で、総合的水行政の一元化と流域連携の促進が住民参画のもとに進められることを期待します。

水道・下水道事業は、水循環の中で重要な位置を占めています。私たちは、そこに働く者として、引き続きその責任を果たさなければならないと考えています。



将来に向けて新たな水政策の展開を

水政策フォーラム共同代表 坂本 弘道

水行政の憲法ともいえる、水全体を統括した水循環基本法が成立した。まことに喜ばしいことである。

水行政は、明治時代以降、治水、利水の両面から、個別法の下に個々の役所が所管、お互い切磋琢磨して今日の姿を構築した。上下水道は全国で建設、管理され、その成果は大いにあった。特に、地方公共団体の果たした役割は大きい。

しかしながら、今日、水を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えようとしている。雨水、地下水、下水処理水等も含めた水循環を中心に水の世界を組み直そうという動きである。

本来、河川、湖沼はどうあるべきか、地下水の在り方、上下水道の関係等、従来の施策の延長では、新たな展開が期待できない。

今後の水行政は、治水、利水の個々の利害の元ではなく、水循環という観点から新たな水の世界を構築することである。

2020年には、東京でオリンピックが開催され、世界の眼が日本に注がれる。これを契機に、日本の将来にふさわしい水の姿を発信することである。

上下水道行政は、水行政の中で根幹をなすもので、今後、内閣の対策本部を中心に議論が展開される。水道政策フォーラムとして、その在り方について大いに議論したい。



水の涵養につとめ豊かな自然を将来に

大野の水を考える会 元大野市議会議員 野田 佳江

水は万物の命の糧、人間の諸活動の源泉である。地表の水も地下の水もつながった一体のものであるにもかかわらず、わが国では地表水への法的規制は行われていたが、地下水は土地の付属物扱いで、規制は甘かった。今回やっと地表水も地下水も一環のものとして、水循環基本法が成立したことは誠に嬉しい。

私の住む福井県大野市は良質の地下水にめぐまれ、市街地2万余の家庭は井戸を持ち生活のすべてをこの地下水でまかなっている。

この地下水も昭和50年初頭危機におちいった。豪雪地帯の大野市では、冬の雪を消すためにこの地下水を融雪に使って、大量の井戸涸れを発生させた。この時、車社会の便利さを優先させたい男性に対し、私たち女性には「生活の飲み水」を最優先させるべきと主張し、大野市は昭和52年北陸初の「地下水保全条例」を成立させた。

あれから約40年、市民は共同財産の地下水を守るため、植林や産業用水の循環利用等に励んでいる。水を大切に水涵養につとめることが、いつまでも豊かな自然を子孫にのこすことができると信じ、今回の「水循環基本法」の先駆けでもあった。

JFEの100年鋼管

管路は続く 100年先の 未来まで



JFE エンジニアリング 株式会社

アクアソリューション本部 アクアパイプライン事業部 営業部

〒230-8611 横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 Tel. 045-505-7376 Fax. 045-505-7477

<http://www.jfe-eng.co.jp/>

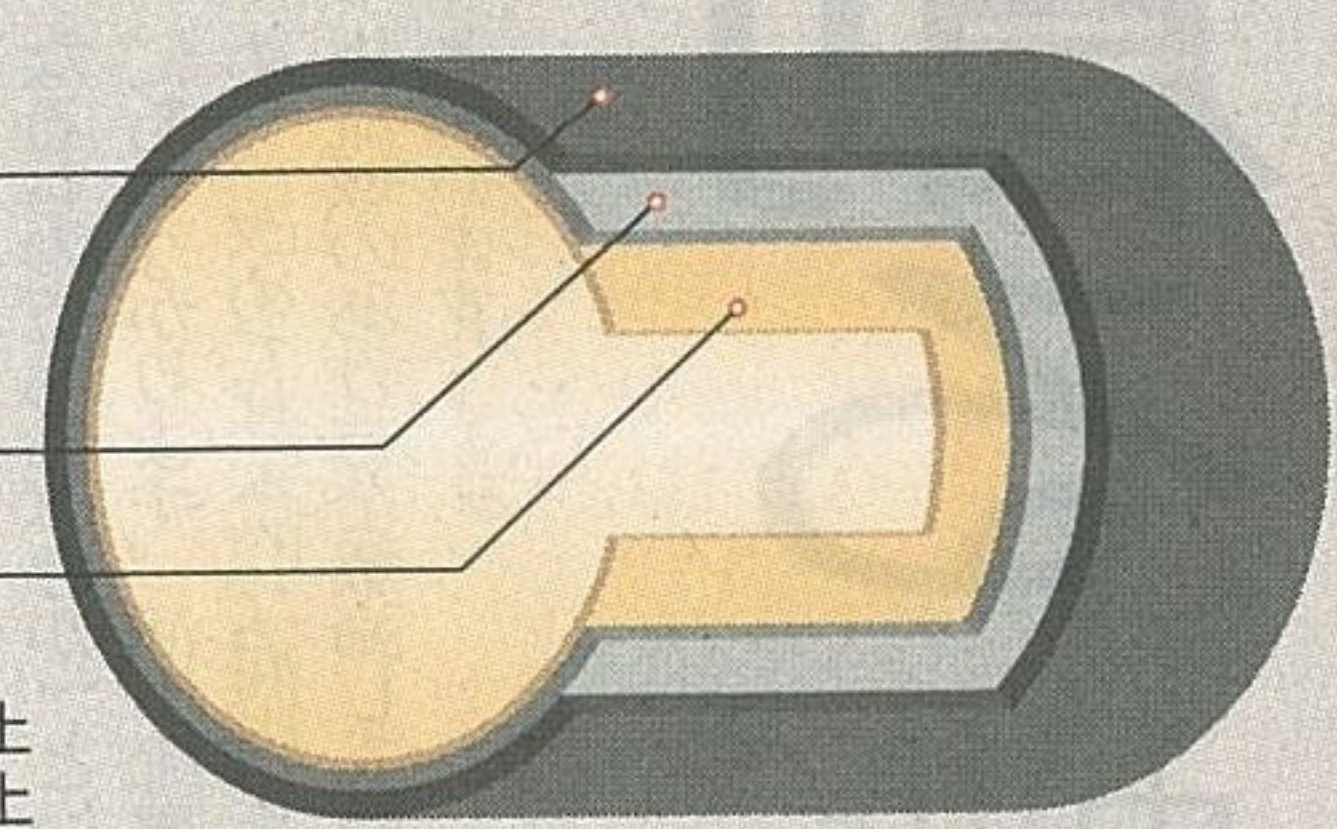
一世紀先の未来に遺す。
強靱な水道管路の
構築に向け
水道用鋼管の
超寿命形
防食仕様を
実現しました。
JFEは百年鋼管に
よる、管路の構築を通じて
未来の水環境を創造します。

高延性

高強度

高靱性

塗装仕様イメージ図

外 面
プラスチック被覆
2.0mm以上鋼 管
内 面
無溶剤形エポキシ樹脂塗装
工 場 塗 装: 0.6mm以上
現場溶接部塗装: 1.0mm以上

関連規格

JWWA K 157「水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法」

JWWA K 151「水道用ポリウレタン被覆方法」

JWWA K 152「水道用ポリエチレン被覆方法」

鼎談

稲場紀久雄×中川俊直×高橋 裕



水に関する基本法制定の必要性は古くから訴えられてきた。下水道事業に長く携わった稲場紀久雄氏、河川工学・河川事業に長く携わった高橋裕氏は、それぞれの立場で「水基本法」の必要性を提唱してきた。いよいよ成立した「水循環基本法」。制定の先に描く「健全な水循環の姿」の具体像とは。そしてこれを実現するために必要なアプローチとは。立法を主導した中川俊直・水制度改革議員連盟事務局長と大いに語り合ってもらった。



「水の憲法」深く読み込みを

高橋氏

た2007年は第1次安倍内閣の時代で、橋本行革からちょうど10年が経過し、省庁再編の機運が高まっている時でした。それから毎年のように内閣が替わり、再び、安倍内閣の下で成立を迎えたことに不思議な縁を感じます。

活動当初、われわれの活動に賛同してくださった国会議員の先生方の多くが国政の舞台から去られた中で、中川俊直先生が秀吉先生の意を引き継ぎ、熱心に取り組んでいただいていた賜物です。本当にありがたかったです。

■法制定の意義

稲場 明治維新以来初めて、「水の基本法」、いわば水の憲法が制定されたわけですね。大きな成果であり、感無量の一言に尽きます。最も嬉しかったのは、衆議院本会議において成立直後、中川俊直先生が同僚の先生方に祝福される姿を拝見したことですね。

21世紀を担う若い政治家である中川俊直先生が中心になられたことは、私にとっては大変嬉しく、同時に心強いことでもあります。祝福されている同僚議員の皆さんも大変若い方たちでした。これから基本法をベースに水制度改革を進めていくには若い政治の力がどうしても必要になります。

われわれが活動を始めて、中川秀直先生に紹介議員になっていただき、水制度改革に関する国会請願を行う

から取り組んでいくことだと理解しています。

水循環基本法が成立したことは、水行政に関する長年の宿題が解決の緒に就いたということであり、非常に喜ばしく、歓迎するものです。

中川 両先生の長年の問題意識と活動が水循環基本法として結実したこと、政治家として立法できたことを光栄に思います。

稲場先生には2007年、父秀直とのつながりから立法までの7年間、大変お世話になりました。国会議員として活動させていた1年4月、それ以前に父の秘書を務めていた時代から、水制度改革に向けて情熱を必ずや具現化したという思いで取り組んでいました。

昔から多くの方が水基本法、水の憲法の必要性を唱えてこられました。水は日本が世界に誇る宝であり、絶対的な未来永劫にわたる資源であり、絶対に未来永劫にわたる守り育ていかなくてはなりません。とにかく政争の具にせず、全党で一致できる体制を作りたいという思いで水制度改革議員連盟の事務局長として活動してきました。議員にならないうちの報道記者時代に野党記者クラブのキャップを務めていたこともあり、全党の了承を得るために駆け回りました。その結果として、衆参ともに全会、致で成立を迎え、これを本当に嬉しく感じます。

■期待される社会変化

稲場 水循環基本法が成立したことで自動的に水を扱う課題が解決するものではありません。基本法が掲げた三大目標を挙げるとすれば、第一は健全な水循環の回復と維持、第二は水の国民の貴重な共有財産であること、第三は水循環を流域ベースで達成することです。この三点を国民がいかに考えていくかということが、この法律に本質的な質を与えていきます。

例えば「水は国民の貴重な共有財産であること」という目標に対する河川水の取扱いが挙げられます。基本法に表裏を与えていくためには、国民や地方自治体(森林、都市、農地を個別に考えるのではなく、河川流域全体で考える)は、河川を流域全体として考えるべきだと立ち上がる必要があります。国民や地方自治体がいかに意識を

体的にどうするか、これからの努力が不可欠です。

大切なのは水循環基本法の考え方を、水の関係者のみならず国民も含めてよく理解してもらわなくてはならないということです。

中川 数多くの水の個別法がある中で、根拠法、まさにこの指針の通り「水の憲法」という思いで立法活動に取り組まれました。

先生方のご指摘の通り、理念法抽象法ではありませんが、具体的に定めた項目の一つとして、8月1日を「水の日」と定めたところが直近の具体的な社会変化を示すことができる大きなポイントであり、直近の「水の日」はこれから私たちが取り組まねばならない大きな目標です。

8月1日は、少雨多雨とよほどの懸念が高まり、水の恩恵と脅威の双方を最も意識する暑い時期です。水に関する首相声明をぜひとも発出したいと考えています。全国の自治体にも水にまつわるイベントを展開していただきたいですし、われわれ国会議員も幅広く啓発活動をしていかなければなりません。

■政策の焦点

中川 水循環基本法が4月2日に公布されたことを受け、成立公布後初となる水制度改革議員連盟の総会を4月10日に開き、今後の対応方針を協議しました。

基本法に基づいて今後、内閣府に「水循環政策本部」が設置され基本法の運用が同本部により進められます。今後の具体化は行政の手に移るわけですが、ご承知のように基本法は議員立法で制定されたもので、私たちは、基本法を成立させた当事者として立法の趣旨が的確に活かされるように、しっかりと行政側の法運用をフォローアップしていくなくてはならないと考えています。

このため、議員連盟の中に有識者による「フォローアップ委員会」を設置することを決めました。さらに、基本法の内容や立法の趣旨を国民に広くお伝えすると同時に、水制度改革に対する国民の意見にしっかりと耳を傾けようということになりました。

そこで、基本法の内容を解説したテキストを作成し、今国会終了後できるだけ早い機会に「水循環基本法

の説明と意見交換の会」を全国的に開催することを目指しています。現在行われている第186回国会の会期は6月22日までを予定しています。会期終了後からその後の臨時国会までの間に、広く啓発活動を図っていくため、現在準備を進めているところです。

私が考える緊急性の高い政策課題としては、地下水および水源林の海外資本による土地買収問題、下水道事業に関する制度改革、水利権問題の適正化の三点を考えています。水循環基本法を根拠法として、これらの課題に対する個別法の対応を検討していかなければならないと思っています。

水源林、特に海外資本による土地買収問題は以前から話題になっていました。この問題には、自民党の高市早苗政調委員長がかねてから意欲的に取り組んでおり、かつて議員立法を旨とした「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」とも密接に関係します。水循環基本法の成立後に高市政調委員長とお会いしたところ、再検討に強い意欲を持っておられました。地下水および水源林、土地買収の問題は、水循環基本法に基づく個別法として適切な法案の検討が急がれるものと考えています。

上下水道事業に関する制度改革については、高度経済成長期に整備した施設・管路が一斉に更新期を迎え、老朽化した施設管路更新のあり方にきちんとしたメスを入れるべき時が来ています。水循環基本法の成立後、多くの方から早急に取り組むべき緊急課題であるとの声を伺っています。上下水道事業の現場に視察に伺うと、更新技術も近年目覚ましい進歩を遂げています。インフラ更新には民間の技術知見が不可欠です。民間の知恵もいたさなければなりません。水循環基本法は、民間の水制度の改革を目指しています。私の地元、広島県では「水みらい広島」という新たな官民の枠組みによる水道事業の運営も動き出しています。国民皆上下水道」をほぼ達成した現在、老朽化問題をはじめ、上下水道行政は工業用水を含めて改めてそのあり方を再検討すべき時期に来ています。

水利権問題の適正化については、水循環基本法に「国民の貴重な共有財産」と明記された中で、そのあり方も見直されるべきと考えています。この問題は、そもそも河川とはいかなるものであるべきか」という問題にもつながります。河川流域をも含めて、改めて基本的な河川として河川流域のあり方を議論していきたいと思っています。

次代に誇りある水政策を創る

中川氏

水循環基本法 その先に



稲場紀久雄(いなか・きくお)

大阪経済大学名誉教授、水制度改革議員連盟参与。建設省に奉職し、主に下水道行政に尽力。水循環基本法を起草した水制度改革推進市民フォーラム、水制度改革国民会議を設置。中川秀直氏への請願を機に、水制度改革議員連盟の活動を支援。同法の制定を牽引した。

中川 俊直(なかがわ・としなお)

水制度改革議員連盟事務局長、衆議院議員。テレビ東京政治記者、父・中川秀直衆議院議員秘書を経て、2012年に衆議院議員に初当選(広島4区)。秘書時代から秀直氏とともに推進してきた水制度改革を引き継ぎ、水循環基本法の制定に向けて奔走した。座右の銘は「信は力なり」。

高橋 裕(たかはし・ゆたか)

東京大学名誉教授。専門分野は河川工学、水文学、土木史。河川審議会委員などの国内の要職を務めるとともに、ユネスコ IHP 政府間理事、世界水会議理事、国際水資源学会副会長、国際連合大学上席学術顧問など国際的な活躍を通じ、「水」の国際的権威として知られる。

法を充実させるのは国民意識

稲場氏

「自民党内でも「水戦略特命委員会(仮称)を立ち上げる予定だ。私も事務局の一員として、水問題に熱心に取り組んでくれる中川(中川俊直)先生との連携を密に図りたい」と述べている。水制度改革議員連盟とも連携しながら、水循環基本法をベースにした水循環基本法を起草する。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

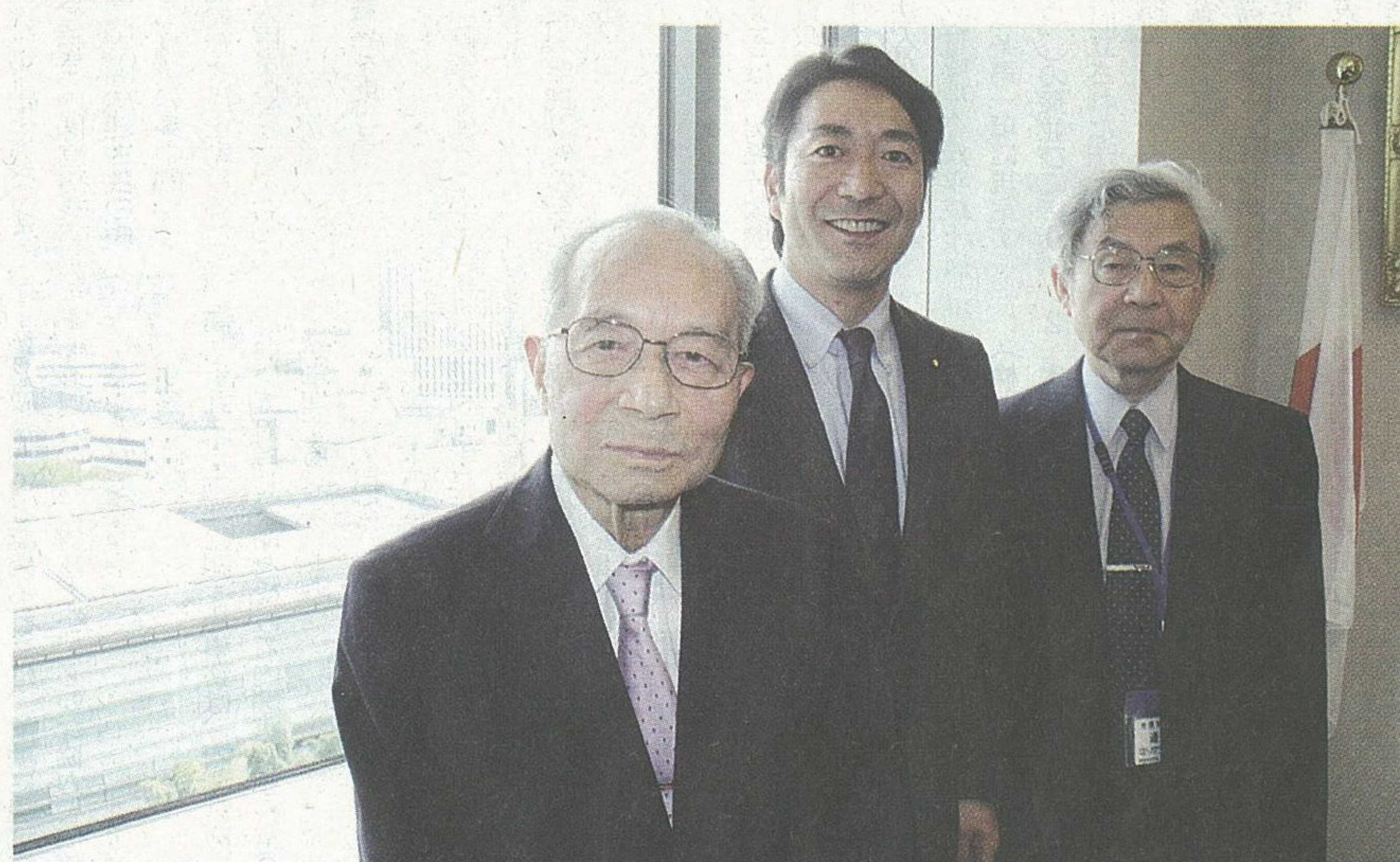
「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。

「私たちが政治家は、国民によって選ばれるわけだ。今後100年を視野に、国民の幸せにつながる水制度を打ち立てたいと思う。そのためには、今後開催を予定する「水循環基本法の説明と意見交換の会」には大いに期待している。国民の声にしっかりと耳を傾ける中で、さまざまな問題が浮上してくる。期待している。本格的な水制度改革は、幅広い国民の意見を基にして実行していきたいと思う。



水循環基本法制定までの主要な経過

- 2007年1月 水制度改革推進市民フォーラムが活動開始
「水道公論」に誌上フォーラムを7回連載、啓発活動を展開。当時自民党幹事長だった中川秀直衆議院議員から激励の手紙が届く
(設立当初の参加メンバー) 稲場紀久雄、岩崎政夫、坂本弘道、武島繁雄、椿本祐弘、中村正久、萩原良巳、長谷川清、松井寛進、松井三郎、宮田和郎、吉岡等、若勢憲一、石丸浩、中村隆一
- 2007年11月 水制度改革推進市民フォーラムがとりまとめた「水制度改革に関する建議書」を中川秀直衆議院議員、家西悟参議院議員に提出し、直談判
- 2008年6月 水制度改革国民会議発足
活動機関3年という前提で国民会議の活動がスタートした。(設立総会参加者約250人、会員総数1300人)
- 2008年9月 水循環基本法研究会設立 (共同座長代表＝中川秀直議員)
国民会議の中に研究会設置。2009年12月までほぼ毎月開催された。
- 2009年9月 第45回衆議院議員総選挙の結果を受け、民主党与党政権に
- 2009年12月 第12回水循環基本法研究会、水循環政策大綱および基本法要綱案を発表
- 2010年2月 超党派議員連「水制度改革議員連盟」創設
(設立当初の議連構成メンバー 代表＝中川秀直衆議院議員 共同代表＝前田武志、家西悟、重野安正、田中康夫、自見庄三郎、弘友和夫 副代表＝糸川正晃、大河原雅子、平野達男、竹本直一、山本幸三、加藤修一 幹事長＝森山浩行 幹事＝首藤信彦、逢坂誠二、小川敏夫、渡辺浩一郎、阿知波古信、大西孝典、奥野総一郎、小原舞、榎渕万理、熊谷貞俊、黒岩宇洋、柴橋正直、高邑勉、松野信夫、小泉俊明、鴨下一郎、馳浩、末松信介、斉藤鉄夫、高木美智代、魚住裕一郎、江田康幸、鰐淵洋子、柿沢未途、川田龍平 監事＝林久美子)
- 2010年4月 民主党「水政策推進議員連盟」(樽床伸二会長)を設立
- 2010年9月 第1回水制度改革国民大会(星陵会館、後援団体54団体)
- 2011年1月 第2回水制度改革国民大会(衆議院第一議員会館多目的ホール、後援団体81団体)
- 2011年3月 東日本大震災
- 2011年4月 民主党「水政策プロジェクトチーム」を設置(川端達夫会長)
- 2011年5月 水制度改革国民運動推進委員会が水制度改革議員連盟等に早期立法へ緊急要請
- 2011年8月 民主党水政策プロジェクトチームが水循環基本法の骨子素案をとりまとめ
- 2011年12月 水制度改革議員連盟が第180回国会での提出方針を決定
- 2012年3月 水制度改革議員連盟が水循環基本法条文案を決定
- 2012年4月 水循環基本法上程に向けて各党の党内手続きを完了
- 2012年9月 各党内手続き完了も上程ならず第180回国会が閉幕
- 2012年10月 水制度改革国民運動推進委員会が早期立法へ緊急要請
- 2012年12月 第46回衆議院議員総選挙の結果を受け、自民党・公明党連立政権による第二次安倍内閣が発足
- 2013年2月 水制度改革議員連盟の役員を改選し、石原伸晃衆議院議員が代表、中川俊直衆議院議員が事務局長に
- 第183回通常国会での上程を目指す方針を確認
- 2013年4月 水制度改革議員連盟が福井県大野市を視察
- 2013年6月 第183回国会・衆議院国土交通委員会、本会を18日に通過、参議院に送られるも26日審議未了のまま廃案
- 2013年12月 第185回臨時国会上程へ各党の合意得るも上程ならず
- 2014年1月 水制度改革議員連盟の総会を開催し第186回通常国会での立法方針を確認
- 2014年3月 早期立法を図るため、参議院先議に方針転換。17日に参議院国土交通委員会を通過。20日に参議院本会議を全会一致で通過。26日に衆議院国土交通委員会を通過。27日に衆議院本会議において全会一致で可決、成立・
- 2014年4月 2日に水循環基本法が公布。10日に公布後初の水制度改革議員連盟総会を開催。フォローアップ体制を協議

社説

水の憲法に

水循環基本法が3月27日、衆議院本会議において全会一致で可決、成立した。4月2日に公布され、わが国初の「水の憲法」が生まれた。

政権交代というドラマの中で、超党派の国議員が理念を以て、衆議院、参議院と全会一致で可決を促したことは、今後の水政策の推進においても未来永劫語り継がれる快挙となるであろう。

河川法や水道法、下水道法など水に関する個別法はあったものの、水に関する基本法はこれまで制定されておらず、その必要性は相当以前より多くの関係者から指摘されてきた。

これを実現すべく、2007年1月水制度改革推進市民フォーラムが立ち上がり、本誌発行の「水道公論」誌上で7度にわたるフォーラムを展開。「水管理の憲法・水管理基本法」制定の必要性が提言された。フォーラム設置から7年余が経過し、「水の憲法」は現実のものとなった。

一つの法律を作り上げる過程を間近に目撃する中で、法律を作り上げる苦労

を感じた。多くの関係者の努力に対して心より敬意を表したい。

全国会議の賛同の下で制定を迎えた今、水循環基本法は、すべての国民、そして深く関わる上下水道は多岐にわたる関係者に対し課題を投げかけている。

実効ある体制へ

立法活動を推進する中で繰り返し使われたフレーズが「水行政の統制の解消」であった。

法施行に伴い内閣府に首相を本部長とする「水循環政策本部」が設置される。本部に備わる体制と機能が同法の実効性に大きく関わるが、内閣府は、省庁を跨る案件を機能的に動かす万能機構ではない。実態は、関係省庁の担当官が併任で事務を行い、組織の形骸化を招いているとの批判もある。内閣府機能の肥大化は、政府全体の課題となっている。

理念こそ課題解決の道標

理念法の意義

「理念法であるが故に、何も変わらないのではいか」というのが、よく耳にする上下水道関係者などの声である。人口減少に伴う必要の減少と水道料金、下水道使用料の減収、その中で対応を余儀なくされる施設の老朽化、行政人

材の不足と技術継承等々の課題。国家財政がこれらにどう対応できるかという状況の中で、上下水道事業が今後立ち向かう課題の解決は容易ではない。

上下水道の事業活動が失われれば、水循環基本法の根幹である健全な水循環の維持・回復に著しい影響を及ぼしかねない危険性が高まる。

上下水道関係者は潤いある国土形成を目指す。組織の統制の解消ではなく、課題を乗り越えるための施策推進であるべき姿を訴えていくこと。これが課題解決の道標となる。

決の道標となる。多くの関係者は「国は事業を持つていない。上下水道事業の主役は地方だ」と言い続けてきた。

久保起氏の思い

水循環基本法の内容には、日本人として初めて水の「レベル」と称されるストックホルム水質を受賞した故・久保起氏(元建設省下水道部長)提唱の「水管理基本法」の概念が少なからず反映されている。

時代を捉え

水循環基本法の制定は、再び政界の動きを呼び込んだ。

自民党では政策調査会の下に「水戦略特命委員会(仮称)」を設置し、具体施策の検討に着手する見通しだ。そこで第一に脚光を浴びそうなのが地下水である。

高市早苗政務調査会長は2010年「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」を議員立法で提出している。健全な水循環を実現するためには地下水のあり方を検証する意義は大きい。

地下水に注目する。基本法が提示する理念の下で、引き続く様々な動きが想定される。

社会的な水への関心はいよいよ高まった。最も現場に近い上下水道関係者から、この動静を敏感に察知し、当事者として課題解決への糸口を導き、守っていくことが大切である。



(左) 3月27日、衆議院本会議で成立を喜ぶ石原伸晃代表と竹本直一代表代行 (右) 成立を同僚議員から祝福される中川俊直事務局長



(左) 2010年2月に水制度改革議員連盟を創設 (右) 2009年12月に水循環基本法研究会で政策大綱をとりまとめ



誠実に奉仕し
良い作品を残し
技術者を育てる

ティーイーシー
TECグループ

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会会員

株式会社 東京設計事務所

代表取締役社長 亀田 宏

株式会社 TECインターナショナル

代表取締役社長 宮本 正史

本社: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1
TEL.03-3580-2751 FAX.03-3580-2749
http://www.tokyoengicon.co.jp/

本社: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1
TEL.03-3580-2418 FAX.03-3591-0492
http://www.teci.jp

SEKISUI

問題解決、さらにその先へ。進めます。 水インフラを一步未来へ進めます。



調査・診断 設計
製品開発 製造販売
施工 維持管理
バリューチェーン

エンジニアリングメーカー・積水化学

積水化学は製品開発力を活かして提案、サポートなどにフィードバックしていく
という思いを「エンジニアリングメーカー」という言葉に込めました。

水インフラをまるごとサポートできる積水化学。

それは製品力、提案力、サポート力、開発力などすべてを駆使して対応できる
エンジニアリングメーカーであるからこそ実現できます。

そして、さらに一步先行く、未来型の水インフラについて皆様と力を合わせて取り組んでいく。
いつも先を目指して、進化し続ける水インフラをサポートします。

積水化学グループによる包括サポート



調査・診断

定量診断・劣化判定、定期検診で状態の把握。



アセットマネジメント
計画策定

診断結果をベースに自治体との連携で長期的な
マネジメント計画策定。



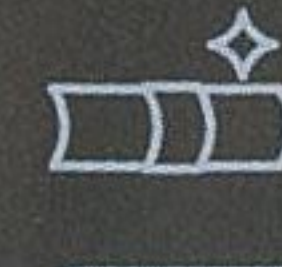
管路更生/更新設計

管路別の改築設計。
長期計画に基づき、
適宜設計。



管路更生/更新工事

設計に基づき工事実施。
地元企業との連携。



日常点検/清掃等

地元企業との連携で
日常点検・清掃を実施。



積水化学工業株式会社 環境・ライフラインカンパニー

エスロンタイムズ on the Web <http://www.eslontimes.com>

東北支店

官需バリューチェーン営業所 022(217)0607
北東北事業所 019(624)6000

東日本支店 官需バリューチェーン営業部

東京官需営業所 03(5521)0646
横浜事業所 045(474)1810
静岡事業所 054(275)0720

関東官需営業所 048(646)0160
東関東事業所 04(7130)0010
甲信事業所 0263(38)1220
新潟事業所 0258(21)0251

中部支店

官需バリューチェーン営業所 052(957)5303

西日本支店 官需バリューチェーン営業部

近畿官需営業所 06(6365)4510
北陸事業所 076(231)4245
京滋事業所 075(662)3418
中・四国官需営業所 082(224)6219
四国事業所 087(815)3582

九州支店

官需バリューチェーン営業所 092(271)1314

積水化学北海道(株)

営業本部 011(737)6330